

カンボジアにおける判決調査報告書

2011年3月8日

元カンボジア法整備支援プロジェクト長期専門家

弁護士 神木 篤

目 次

第1 調査の目的・必要性等

- 1 調査の目的
- 2 調査の必要性
- 3 調査方法・資料入手方法

第2 判決の公開状況

- 1 調査項目
- 2 民事判決手続の公開状況
- 3 民事判決書の公開状況
- 4 民事判決の蓄積・アクセス状況

第3 判決の内容の分析

- 1 分析のポイント
- 2 カンボジア判決書の一般的な記載事項

第4 事件類型による判決の分析

- 1 離婚事件
- 2 土地事件
- 3 金銭消費貸借
- 4 不法行為訴訟

第5 今後の活動への提言

- 1 実態法・訴訟法教育の充実に関して
- 2 要件事実教育（実体法の仕組み）
- 3 判決モデルの提示

本 文

第1 調査の目的・必要性等

- 1 調査の目的
本件調査の目的は

- (1) カンボジアにおける民事判決の公開状況、判決書の公開、蓄積及び過去の判例へのアクセス状況を明らかにするとともに
- (2) 民事判決の内容（内容・形式）を明らかにし分析を行い
- (3) 適切な判決の蓄積に向け、必要と思料される事項を明らかにする

ことである。

2 調査の必要性

日本は、カンボジア王国に対し民事法の法整備支援を行い、その結果としてカンボジア王国にはこれに基づく民法、民事訴訟法といった基本法が成立している（但し、民法については未適用の状態にある）。しかしながら、このように法律として成立している民法・民事訴訟法がカンボジア王国の裁判官に充分に理解され、実際の裁判において適切に適用がなされているかどうかについては、これまで十分な検証がなされてこなかった。今回の調査は、カンボジア王国における判決内容やその公開の状況を明らかにし、今後日本がカンボジアの司法制度に対してどのような援助を行う必要があるかを検討する前提としての資料を提供することにある。

3 調査方法・資料入手方法

今回の調査に関する資料収集は、カンボジア王国において、直接プノンペン市裁判所、カンダール州裁判所、控訴裁判所、最高裁判所の各裁判官に面接を行い、各裁判所の判決書の提供を受けるとともに、シェムリアップ州の弁護士にも協力を依頼し、シェムリアップーウッドーミエンチャイ州裁判所の判決書も入手した。これらの判決書においては、当職において日本語訳を行った。翻訳に際しての一般的前提は以下の通り。

- ・ 翻訳に際しては、当事者・訴訟代理人等の関係人の名前はアルファベットで表示した。
- ・ アルファベットの割り当てに関しては、原告はA、被告はBとしたが、その他についてはおおむね判決書に現れた順により順次割り当てをした。
- ・ また、当事者の住所についても判決書では詳細な住所まで記載されているが、州・郡レベルまでの表示とした。土地関係訴訟についても、詳細な住所により特定されている場合でも、同様の表示とした。
- ・ また、原文ではそのまま訳したのでは理解が困難であると思われる場合も多くあったが、そのような場合には適宜意訳をし、あるいは（ ）付きで適當な語をおぎなった。カンボジア語の特徴として、接続詞の種類が少なく、特に文が長文となった際は、修飾語や節の係り受けの関係がわからないことがあるため、そのような際には最も自然で合理的と思われる修飾関係を採用した。

第2 判決の公開状況

1 調査項目は以下の通り

- (1) 民事判決手続の公開状況
- (2) 民事判決書の公開状況
- (3) 民事判例（判決書や事例集も含む）の蓄積・アクセス状況
 - ア 民事判決（判決書き等）の裁判所における取扱い
 - イ 過去の判決についてアクセスする方法の有無（大学教育・研究における判例が使用された件数）

について、法の建前と運用の双方について調査を行う。

2 民事判決手続の公開状況

民事判決手続の公開状況については当職の調査からは、法の建前通り実務でも行われている。カンダール州裁判所・プノンペン市裁判所・控訴審裁判所では、手続が公開法廷で行われていることを、実際に確認している。最高裁判所でも特に異別の運用がなされているということは聞いていないことから、判決手続の公開については法律が予定する通りの運用がなされているものと考えられる。

3 民事判決書の公開状況

民事判決書の公開状況については、一般論として、民事訴訟法 258 条による入手可能性については、条文上可能であるとしているものの、前例はないようであった。実際のところ、当事者には判決が送達されることから（法 190 条）当事者が 258 条を利用する必要がなく、また、現在のカンボジアの状況から、それ以外の利害関係人も入手の必要性がないのではないかと思料される。

4 民事判決の蓄積・アクセス状況

裁判所による判決書の公開については、チャンリエンサイ最高裁判事から最高裁判所でブルティンを発行しているとの説明もあり、また、ドナーからのファンドを受けて最高裁のモンモニチャリア判事が従事しているとの話もあったが、モンモニチャリア判事に確認はできなかった。また、タンスンライ控訴裁判所判事からも、判例集が CD で出版されているような話があったが、実物を入手することはできなかった。

その他、判決書集の公刊に関しては、現弁護士会会长であるチウ＝ソンハ氏の発案により、カンボジア弁護士会民事委員会において、判例分析を行い、裁判所と意見交換をするという計画をもっているが、今まで、予算や能力的な限界により実現に至っていない。

第3 判決の内容の分析

1 分析のポイント

カンボジア裁判書の内容面での分析は、以下の点に留意して行った。

内容（形式面・論理性、判決としての形式（既判力・執行力を付与し得るものか））を分析する

(1) あるべき形式（特定のものはないものの一定の範囲は考えられる）を設定の上、比較する

ア 法定の各記載事項（民訴 189）の欄の存在の有無（形式的に各記載事項欄があるか）
イ その他の記載事項の記載の有無

(2) あるべき論理構成（三段論法）が踏まれているか検討する

ア 「事実及び争点」（民訴 189 I ④）の摘示（事実・争点についての実質的記載があるか）

イ 「事実及び争点」の摘示が適切か

- (3) 「理由」（民訴 189 I ⑤）の摘要（理由についての実質的記載があるか）
- ア 「事実及び争点」で取り上げた争点について、事実認定がされているか
 - イ 同事実認定は、証拠に基づいて認定されているか
 - ウ 適用されるべき法令が記載されているか
 - エ 同法令に認定した事実があてはめられているか
 - オ 「主文」（民訴 189 I ⑥）が「理由」と一致しているか
- (4) 「主文」が執行可能か
- 2 カンボジア判決書の一般的な記載事項
- (1) 必要的記載事項
- 民事訴訟法 189 条では、次のように必要的記載事項を規定している。
- ア 判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 裁判所
 - 二 口頭弁論の終結の日
 - 三 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
 - 四 事実及び争点
 - 五 理由
 - 六 主文
 - イ 事実及び争点の記載は、当事者の陳述に基づきその要旨を摘要して、これをしなければならない。
 - ウ 判決書には、判決をした裁判官が署名しなければならない。
 - エ 合議体の裁判官が判決書に署名することに支障があるときは、他の裁判官が判決書にその事由を付記して署名しなければならない。
- この点、カンボジアの判決書は、いずれもそれぞれの記載事項を満たしているため、形式的な意味では、必要的記載事項を漏れなく記載していると言いうる。
- また、任意的記載事項のうちで、カンボジアの判決書に特徴的なのは、訴え提起日、判決日と並び、判決番号も記載がある点である。ちなみに、いずれの判決書も判決日と口頭弁論終結日が同じであり、このことから、口頭弁論終結と判決の言い渡しが同一の日に行われていることがわかる。
- 当事者の特定に関しては、すべての判決書に氏名と住所の記載があり、本人の特定のために、その他、年齢、国籍、職業、配偶者の名、両親の名、子どもの数などが記載されているものも多く見受けられる。判決書によっては、前科の有無まで記載している。
- (2) 実質的な記載の有無・程度
- 判決書には、いずれも「事実及び争点」、「理由」、「主文」の記載があり、形式的な意味での必要的記載事項は満たしていると言える。しかし、「事実及び争点」、「理由」、「主文」がそれぞれ形式的な意味で記載されていれば充分かといえば、決してそうではなく、これらの点については、さらに法がこれらの趣旨を判決の必要的記載事項とした趣旨に

さかのぼり検討する必要がある。

まず、「事実及び争点」について法が判決の必要的記載事項としている趣旨は、争いのある事実も争いのない事実も含め、当事者双方の主張事実及び認否を証拠関係も含めて記載し、争点を明確化するためである。そこで「事実及び争点」の記載の方法としては、判決の基礎となるべき、弁論に現れた当事者の全主張を裁判所の認識に従って整理要約し、簡潔明瞭かつ論理的に記述することが望ましく、具体的には

第1 当事者の求めた裁判

- 1 請求の趣旨
- 2 請求の趣旨に対する答弁

第2 当事者の主張

- 1 請求原因
- 2 請求原因に対する認否
- 3 抗弁
- 4 抗弁に対する認否
- 5 再抗弁
- 6 再抗弁に対する認否

(以下続く)

第3 証拠

- 1 原告
- 2 被告
- 3 職権

のように、整理して記載することも可能である。

一般的なカンボジアの地方裁判所（始審裁判所）の判決様式は、まず、請求の趣旨の記載については、表題として「原告の求める判決」「原告の請求」との記載がなされているが、「訴訟物」との記載のある判決もあった。また、記載内容は、給付訴訟の場合に、「～支払わせろ。」「～支払わせる。」（英語で記載すれば、force defendant to pay ~）との記載がなされるものも多くみられたが、なかには、「家の管理権を求める」というように、確認訴訟なのか、給付訴訟なのか不明確なものも見受けられた（本文末尾添付別表（以下、「別表」）番号⑫プノンペン市裁判所第753号事件、判決ページ30に掲載）。

請求の趣旨に対する答弁については記載されているものは見受けられない。

請求原因について、判決書には「請求原因」との表題が付されているものは見受けられず、多くの場合、「事実の概要」との表題が付され、裁判官が認識した事案の概要を記載している。この事案の概要についての記載は、主要事実及び間接事実を意識したものではなく、物語形式での事案概要を記載しているにとどまるものであるため、主要事実・間接事実の認否については整理がなされていない。これは、裁判官が、主要事実・間接事実を理解していないこと、すなわち、要件事実の不理解に基づくものであろう。

次に記載されているのは、「両当事者の主張」、「争いのない事実」、「争点」などの表

題が付され、事実の概要とほぼ同内容の記載がなされるのが一般的であると思われる。

次に「理由」が記載される。「理由」においては、まず、どのような証拠調べを行ったか、証拠調べ手続を記載する場合もあるが、証拠調べ手続を記載しない場合もある。

「理由」においては、裁判所がどのような事実を認定したか、裁判所の認定事実を記載する。認定の理由を個々の証拠調べの結果から説明する場合もあるが（プノンペン市裁判所 753 号（別表⑫事件）など）、多くの場合は認定の理由については判決書において触れられていない。

したがって、まず、主要事実の整理ができていないため、認定すべき事実について明確となっていないうえ、事実判断について証拠調べから説得的な認定の理由が記されていないことから、判決理由については法的三段論法を取りようもなく、理由は説得的なものとなっていない。

また、証明責任についても、明確に認識されて判断されているわけではない。この点は、主要事実について正確な理解がない以上仕方がないものである。例えば、プノンペニ市裁判所 753 号事件（別表⑫事件）については、不動産の所有権の所在が問題となっているが、原告の所有権取得原因の事実と並んで、被告が所有権者であることの立証がないことも理由としている。

次に「主文」を記載するのが一般的であるが、「理由」と「主文」の間に「結論」が入れられる場合もある。

「主文」では、おおむね原告の求める請求に対応した主文となっている。

主文に関して、気がついた問題点は以下の通り。

給付判決に関しては、具体的な金額が明示されていないため執行ができない給付判決もみられる。具体的には、離婚の際の養育費支払についてしばしばみられるが、「可能な限り支払え。」という判決などである。

主文には、「適法な訴訟であり、受理することができる。」というような記載があるものがあるが、訴訟要件の欠缺の場合には訴え却下判決となることから特に主文において明示する必要はない。

訴えを却下する場合に、民事訴訟法 81 条（補正不可能な訴状の不備の場合の訴え却下）を用いて却下をする裁判例があるが、これも 81 条の誤解によるものである。

また、判決の言い渡しが公開の法廷でなされたことについても主文に記載されている。このような事項は、民事訴訟法 112 条、117、118、119 条により調書の記載で足りるのであり、判決書に記載するべき事項ではない。さらに言えば、民事訴訟法 188 条 1 項は、判決書の原本に基づき言い渡しがなされる必要があるため、論理的に判決書の原本は、判決言い渡しに先立ち作成されることになり、言い渡し時の態様については論理的に記載ができないはずである。

(3) 上級審の判決について

上級審の判決として、控訴裁判所 395 号（別表①事件、判決ページ 1 に掲載）、同 330 号（別表②事件、判決ページ 3 に掲載）、最高裁判所 294 号（別表③事件、判決ページ

5に掲載), 同 306 号 (別表④事件, 判決ページ 8に掲載), 同新 12 号 (別表⑤事件, 判決ページ 11 に掲載) がある。

これらの判決も, 最高裁判所の判決も, いずれも法的三段論法が採られていないことは, 地方裁判所の判決と同じである。

控訴裁判所 395 号 (別表①事件) では, 不服申し立てがなされていない第一審の判決事項について取り消しがなされ, 不利益変更の禁止の原則が守られていないことなど, 控訴手続についての誤った運用がなされていると考えられる。本件を審理した裁判長が, RSJP 卒業生であることを考えると, まだまだ裁判官の間で, 上級審の手続について理解が不十分であることが推測できる。

最高裁判所の判決について検討すると, 2007 年民事訴訟法が規定し, 本来予定されている手続とは異なった運用がなされていることが理解できる。すなわち新法は, 上告審を完全に法律審として位置付け, 事実の認定は事実審裁判所の専権であって, その適法の確定した事実は上告裁判所を拘束し (299 条), 上告には上告理由を必要とするとともに, 上告理由を憲法違反若しくは法令違反又は重大な手続違反に限定し (284 条, 285 条) 上告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は, 差し戻しを受けた裁判所を拘束するものとされている (299 条第 2 項)。このような, 最高裁判所の法律審としての性格にもかかわらず, 最高裁判所の判決からは, 裁判所・当事者双方ともにこの点を理解せずに手続を進めていることが観て取れるのである。

これは, そもそも控訴審の判決における認定の事実がどのようなものであったかということの確定がなされていないこと, 事実を認定し, それに法律を適用して, 判断を下すという判断過程がカンボジアの裁判においてなされていないことに原因があると思われる。

以上より, カンボジアの一般的な判決を前提に, 判決として必要な記載事項を満たしているかを検討したが, 実質的な記載がなされておらず, 修正の余地が多くあることがわかる。

第 4 事件類型による判決の分析

1 離婚事件

離婚事件としては

カンダール州裁判所第 110 号事件 (別表⑥事件, 判決ページ 16 に掲載)

カンダール州裁判所第 40 号事件 (別表⑦事件, 判決ページ 18 に掲載)

プノンペン市裁判所第 1434 号事件 (別表⑧事件, 判決ページ 20 に掲載)

プノンペン市裁判所第 568 号事件 (別表⑨事件, 判決ページ 22 に掲載)

シェムリアップ州裁判所第 467 号事件 (別表⑩事件, 判決ページ 24 に掲載)

がある。

いずれの判決も, 離婚について合意がある事案であり, 離婚原因に争いがある場合にどのような事実認定がなされるかについては不明である。

現在カンボジアでは民法典が成立しているが適用はなされていないため、離婚を認め実体的規定は、婚姻家族法 39 条, 58 条, 59 条ということになる¹。

上記のいずれの判決も、当事者の合意を認定して離婚を認容する判決を出しているが、これは婚姻家族法 58 条を意識したものであろうと思われる。この点では、各判決は、離婚原因の有無について、事実を認定して、法を適用し、結論を導き出すという法的三段論法により判断を行っていることになる。

いずれの判決中にも、「親権」あるいは「監護権」に言及している部分があるが、用語は一定しておらず、かつ、条文に用いられている用語とも異なる用語が用いられている。また同じことは、扶養料についても言える。このような例は、裁判官が条文の文言の解釈をしているという自覚を欠いているという証左であろう。

離婚の効果の発生時期についても、誤った解釈がなされている。婚姻家族法 69 条には「離婚は、確定の日から婚姻の効果を解消させる。」と規定されていることから、離婚の効果は離婚判決の確定により発生すると解されるが²、カンダール州裁判所第 110 号事件（別表⑥事件）、カンダール州裁判所第 40 号事件（別表⑦事件）、シェムリアップ州裁判所第 467 号事件（別表⑩事件）では、判決言い渡しの日から離婚の効果が生ずるとし、プノンペン市裁判所第 568 号事件（別表⑨事件）のみ、この点について正しい判断を行っている。

養育費の支払いについて、主文では「可能な限りで支払え。」との言い渡しがなされるが、この点については、具体的な確定の金額でないことから強制執行ができない。判決を提供したカンボジアの弁護士もこのような判決では執行ができないので、判決の様式を変える必要がある旨当職に説明をしていた。

シェムリアップ州裁判所第 467 号事件（別表⑩事件）に関しては、「和解調書」と表題のある弁論準備手続きにおける調書も入手し、これについても翻訳を行った。この調書は表題として「和解調書」という表題が付されているが、訴訟が終了するわけではないことから和解調書という表題は不正確であろう。記載内容に特段の問題があるわけではないと思われるが、調書に原被告及び原告訴訟代理人の指印ないしは署名があり、この手続は旧手続に則ったものであろう。2007 年民事訴訟法では、調書は裁判所の認識を調書に残すものであり当事者や訴訟代理人の指印・サインは不要であるからである。もち

¹ 婚姻家族法 44 条は、①遺棄②残酷性・暴力・迫害・家柄に対する蔑視③不道徳行為④男性の性的不能⑤ 1 年以上の物理的別居を離婚原因とする。同 58 条は双方当事者の合意による離婚の申立の場合、その離婚の申請が自発的なものであって強制に基づくものでない場合に離婚を認めることができると規定する。また、同 59 条は一方当事者からの離婚の申立の場合、双方当事者がもはや共同生活を継続できないことを示すに充分な状況が判明した場合に、離婚を認めることができると規定している。

² UNDP による英訳では婚姻家族法 69 条は「離婚は、確定判決が宣言された日をもって婚姻を終了させる。」とされているが、クメール語の原文では、「離婚は、確定の日から婚姻の効果を解消させる。」となっている。したがって、英語訳の方は誤訳であると思われる。

ろん本事件は、2010年12月23日に提起された離婚訴訟であるから、手続は新法により行われている。実質的な合意ができているにもかかわらず、別期日で判決言い渡し期日を設けた理由は、原告代理人弁護士によれば、この期日は弁論準備手続であり、判決言い渡しができなかつたため別期日を設けたとのことであった。

2 土地事件

土地事件としては

カンダール州裁判所第240号（別表⑪事件、判決ページ**28**に掲載）

プノンペン市裁判所第753号（別表⑫事件、判決ページ**30**に掲載）

がある。

カンダール州裁判所第240号事件（別表⑪事件）は、建物収去土地明渡請求訴訟である。不動産訴訟についてしばしば問題となるのは、土地所有権の取得原因について理論的な整理がなされていないのではないかということである。というのは、売買や相続のような取得原因については理解されているが、特別占有証書を持っている場合に、これが所有権の取得原因であるのかという点について明確になっていないと思われる。また、物権変動と対抗要件などの問題についても理解が薄いのではないかと考える。

土地の特定に関しては、地番などが整備されていないカンボジアの実情に応じて、面積や東西南北の隣地所有者を明示するなどして特定しており、特定のための工夫と言える。

プノンペン市裁判所第753号（別表⑫事件）は、請求の趣旨が「管理権」と記載されていて、給付訴訟なのか、確認訴訟なのか不明である。争点としては、「紛争の対象となっている建物は原告の所有であろうか、被告の所有であろうか。」と記載されていることから、裁判官自身がなにが請求原因で、なにが抗弁であるか全く整理ができない。その結果、判決では、被告の所有権不存在についても確認をする判決となっている。

のことから、裁判官に実体法の理解及び訴訟法の理解が欠けていることが明白である。

3 金銭消費貸借

金銭消費貸借事件としては

カンダール州裁判所第53号（別表⑬事件、判決ページ**32**に掲載）

カンダール州裁判所第190号（別表⑭事件、判決ページ**34**に掲載）

シェムリアップ州裁判所第66号（別表⑮事件、判決ページ**37**に掲載）

シェムリアップ州裁判所第466号（別表⑯事件、判決ページ**39**に掲載）

プノンペン市裁判所第879号（別表⑰事件、判決ページ**41**に掲載）

がある。

金銭消費貸借契約については、金銭の授受、返還の合意、期限の到来という要件事実を理解しているようである（カンダール州裁判所53号事件（別表⑬事件））。金銭消費貸借の事件に関しては遅延損害金の請求がなされることが多いと思われるが、遅延損害金は「慰謝料」という言葉で表現される。この点については、民法上も明確に区別されて

いることから、「慰謝料」ではなく、「遅延損害金」とするべきであろう。

シェムリアップ州裁判所第 66 号事件（別表⑯事件）は、欠席判決である。判決文を見ると、被告に対する送達報告書により被告に対して送達がなされていることを確認しており、送達制度が機能していることが伺える。

本判決は、遅延損害金以外に慰謝料の請求を認めなかつたほか、訴訟手続内の執行申立を適切に処理しているなど内容はおおむね良好であると思われるが、欠席判決の場合にも書証の証拠調べを行っている点で、争点について証拠により認定を行うという証拠調べの理念、さらに言えば訴訟の構造について理解がなされているかどうか、疑問がある。

シェムリアップ州裁判所第 466 号（別表⑰事件）は、金銭消費貸借事件についての和解調書であり、内容的には問題がない。しかし、調書中当事者の互譲について、「訴訟当事者の請求の認諾、請求の放棄」という用語を用いている点で、請求の放棄・認諾・和解について概念の混乱がみられる。

プノンペン市裁判所第 879 号事件（別表⑱事件）は、マイクロファイナンス団体という、銀行のような機能を果たしている組織が、借主及び保証人に対して履行を求めた訴訟である。この判決は当事者と代理人との概念について混乱がみられるほか、利息、遅延損害金、慰謝料の関係の問題の整理、主たる債務者と保証人に対する請求原因事実についての理解程度など様々な問題が看取できる。

まず、当事者と代理人の概念についてであるが、本判決は原告をマイクロファイナンス団体の従業員としているが、A が原告となったのが訴え提起後の権利取得によるものとすれば、当事者は A ではなく、マイクロファイナンス組織であるはずである（法 88 条）。またこの判決では本文において A はマイクロファイナンス組織の代理人と表示している。したがって、この判決中で A の地位について混乱が生じている。

また、本判決では、第 2 項で支払済みまでの利息請求を認容しているが、第 3 項で元本の支払済みまでの遅延損害金、また、履行遅滞に対する慰謝料をそれに付加して認めている。金銭消費貸借に関する判決書を比較すると、利息と遅延損害金、慰謝料の関係について取り扱いがまちまちとなっていることから、この点について取り扱いを統一すべきであろう。

本判決については、主たる債務者に対する請求原因と保証人に対する請求原因が示されておらず、当事者に金銭消費貸借契約及び保証契約について事実の争いがないとはいえない、裁判官が認定するべき事実について理解をしているか疑念が残る。

4 不法行為訴訟

今回収集した判決書中には民事不法行為訴訟は見受けられない。また裁判官に直接聴取したところ、カンボジアでは不法行為による損害賠償請求訴訟はこれまでになく、不法行為による損害賠償請求は、刑事訴訟に附帯する形で行われている（附帯私訴）にとどまる。したがって、刑事案件として立件されない事件については、被害者は訴訟手続では救済されず、多くは警察官のあっせんする示談により民事的に賠償を得るにとどま

る。

カンボジアにおいて不法行為訴訟が行われない理由は、さまざまなもののが考えられるが、一つの理由としては、不法行為訴訟についての理解が法曹に欠けていることがある。したがって、不法行為の実体法的な問題及び書式例の提示などによりカンボジアに不法行為訴訟を普及させる必要があると思料される。

また、その際には、現在不当に低く評価されているカンボジアの人命（一例として、交通事故において傷害を負わせた場合には、加害者に高額の治療費の支払い義務の負担が生じるため、救助せずに死亡させ、2000 ドル程度の賠償を行う例もあると聞く。）など、いびつな損害算定論にも適切な指導を行うことも考慮していいのではないか。

第5 今後の活動への提言

- 1 実体法・訴訟法教育の充実
 - 2 要件事実の教育（実体法の仕組み）
 - 3 判決モデルの提示（特に事実認定のやり方や判決理由の記載例について）
- などが考えられる。

1 実体法・訴訟法教育の充実に関して

権利は、実体法に規定された法律要件である事実を満たした場合に発生変動消滅するという実体法の根本的な理解について、確認を行う必要があるのではないかと思われる。この点についての理解がなければ、結局のところどの事実を証拠により認定するのか、認定の対象となる事実がわからないため、判決の「事実及び争点」についての記載ができるないことになる。裁判官は、ある意味技術的な要件事実を理解する前に、実体法に規定されている一定の事実が存在する場合に権利の発生変更消滅という法律効果が発生するということを理解していないのではないか。もし、そのことが理解できれば、権利の発生要件である、条文の文言の解釈の重要性も理解できるであろうし、また、事実に法をあてはめるという法的三段論法についても理解ができるようになるであろう。結局のところ、この理解が欠けていることが、カンボジアの判決の問題の根本にあるのではないか。どのようなことを認定したらよいのか、その手掛かりがないため、裁判官は判決書に空虚な権威を持たせるために、請求の趣旨、事件の概要、当事者の主張、判決主文で無意味な引用を繰り返し行っているように思われる。

本来ならばこれらの基礎的知識は、大学の初年度においてなされるべき事項であるが、カンボジアの大学は、最もレベルが高く、カンボジアの法曹のほとんどを輩出している王立法律経済大学でも決して高いものではない。そのため、RSJP でも、当分の間は法学の一般的教育を行う必要があるであろう。

また、訴訟についても訴訟の3類型についての理解が不足していると思われる。訴訟の類型は、判決の機能の違いにより生じることから、民事訴訟制度についての一般的な理解についても裁判官に納得させる必要がある。

2 要件事実教育（実体法の仕組み）

判決文中にある事実及び争点は、当事者の主張する事実について争いのある事実となり事実について摘示をすることが予定されているが（判決起案の手引参照），多くの場合に，主要事実・間接事実を区別することなしに，当事者の主張をそのまま引用する場合が多い。またその際でも主要事実が欠落している場合が多く，裁判官が主要事実を認識していない場合がほとんどである。

これは，実体法の理解が欠けていることが原因であるが，実体法を理解させるだけではなく，どのような事実を認定対象とする必要があるかということについて，教授する必要もある。金銭消費貸借契約などにおいては，これまでセミナー等で主要事実についての説明を行っているため，理解をしているようであるが，その他についても順次行うのが，カンボジアの裁判書を改善するための有効な一手段となると思われる。

3 判決モデルの提示（特に事実認定のやり方や，判決理由の記載例について）

これまで，カンボジアの裁判官は，モデルとなるような判決例に触れる機会がほとんどなかったはずである。というのは，これまでの判決は，法的3段論法に則ったものでなければ，事実認定が丁寧になされているわけでもないからである。しかし，モデルとなるような判決例がクメール語で存在すれば，裁判官はそれを手本として説得的な判決を作成することの一助とすることができます。

なお，カンボジアの判決がこれまで簡素で空虚な内容であったことは，口頭弁論終結と判決言渡しと同じ日時に行うという慣例のためには必要なことであった。しかし，内容を充実させるためには，このような実務慣行を修正する必要もあるであろう。

以上

別表

番号	判決裁判所	事件番号	判決日	事件の類型	判決ページ	備考（本文引用箇所）
①	プノンペン控訴裁判所	395	2010年1月5日	離婚等請求事件	1	上級審の判決について
②	プノンペン控訴裁判所	330	2010年11月24日	土地引渡等請求事件	3	上級審の判決について
③	最高裁判所	294	2010年3月25日	土地引渡等請求事件	5	上級審の判決について
④	最高裁判所	306	2010年3月23日	請負契約に基づく損害賠償等請求事件	8	上級審の判決について
⑤	最高裁判所	新12	2008年8月8日	土地管理権請求事件	11	上級審の判決について
⑥	カンダール州裁判所	110	2010年8月12日	離婚等請求事件	16	判決の分析（離婚事件）
⑦	カンダール州裁判所	40	2010年8月30日	離婚等請求事件	18	判決の分析（離婚事件）
⑧	プノンペン地方裁判所	1434	2010年1月18日	別居等請求事件	20	判決の分析（離婚事件）
⑨	プノンペン地方裁判所	568	2010年8月18日	離婚等請求事件	22	判決の分析（離婚事件）
⑩	シェムリアップ州裁判所	467	2011年1月4日	離婚等請求事件	24	判決の分析（離婚事件）
⑪	カンダール州裁判所	240	2010年3月30日	土地明渡等請求事件	28	判決の分析（土地事件）
⑫	プノンペン地方裁判所	753	2010年4月12日	建物管理権請求事件	30	地方裁判所の判決について 判決の分析（土地事件）
⑬	カンダール州裁判所	53	2010年8月3日	貸金返還請求事件	32	判決の分析（金銭消費貸借事件）
⑭	カンダール州裁判所	190	2010年8月19日	貸金返還請求事件	34	判決の分析（金銭消費貸借事件）
⑮	シェムリアップ州 -ウッドミエンチャイ州 裁判所	66	2010年4月26日	貸金返還請求事件	37	判決の分析（金銭消費貸借事件）
⑯	シェムリアップ州 -ウッドミエンチャイ州 裁判所	466	2010年1月22日	貸金返還請求事件	39	判決の分析（金銭消費貸借事件）
⑰	プノンペン地方裁判所	879	2010年9月11日	貸金返還請求事件	41	判決の分析（金銭消費貸借事件）

※和解事件である⑯事件については、和解の期日等を記載

①

カンボジア王国

国民 宗教 国王

控訴裁判所

民事事件

番号：395 号

2009 年 8 月 13 日

判決

カンボジアの国民の名において

番号：03(K)

プノンペン控訴裁判所

2010 年 1 月 5 日

2010 年 1 月 5 日に口頭弁論を終結した。

審理裁判官

タン＝スンライ氏 裁判長

ウム＝サリット氏 陪席裁判官

チャイ＝チャンダラバン氏 陪席裁判官

検察官の代表

ゲット＝サラット氏

書記官

クラエン＝ケイノリー女史

原告：A 男性 25 歳 職業 農業 タケオ州キリボン在住（被控訴人）

被告：B 女性 19 歳 職業 農業 タケオ州キリボン在住（控訴人）

事実および争点

原告の求める判決：

一 妻との離婚及び婚約のプレゼントである 950 アメリカドルと 3.75 グラムの金（の返還）

事実及び争点：

2008 年 4 月 29 日付け原告訴状によると：自分と妻とは 2008 年に法的に正当な結婚をした。結婚後、妻は原告と同食することを拒み 1 年が経過している。結婚の 15 日後には、私のことを愛していないと言い、私を家から追い出した。

口頭弁論手続における両当事者の主張：

- 一 原告 A（不出頭）は控訴裁判所から 2009 年 10 月 20 日付けの差し戻し判決を受けている。
- 一 被告 B は、彼に対して愛情を持っていないのは、彼が飲酒をするからである。彼女は彼を必要としないため、彼は家に帰った。金銭に関しては、彼の方から離婚を言い出してくれてるので返すつもりはない。金については、慰謝料でありやはり返すつもりはない。950 ドルは結納金であったが、彼の方で連れてきた結婚式の招待客のために、テーブル 5 卓分を増やしたこともあり、お金を返すつもりはない。

検察官の代表の意見

結婚式契約に基づく財産の分割については、法に従って判断をされたい。

事実と最終判断の理由

控訴審裁判所は次の通り認識する：

1. Bによる、2008年8月14日付けタケオ州裁判所判決主文中第1, 2項に対する、2008年8月20日付け控訴は、適法であり、控訴審裁判所は民事訴訟法264条により受け付ける。
2. 両当事者の陳述によれば、被控訴人は、控訴人が飲酒をするうえ、大きな声で怒鳴るために近隣の者に対してはづかしい思いをすることなどから、控訴人に対して愛情を持っていない。控訴人は、控訴人に対してはや愛情を持っておらず、婚約のプレゼントも既に使っていることを理由として返還に応じない。被控訴人の答弁は合理的であり、和解の席における被控訴人の発言を証拠として、被控訴人を信じることができる。
3. 2008年8月14日付けタケオ州裁判所判決主文中、結納を、結婚の際の参加者からのプレゼントと認定した点は誤りであり、第2項と第3項を取り消す。

主 文

1. Bによる、2008年8月14日付けタケオ州裁判所判決主文中第1, 2項に対する、2008年8月20日付け控訴は、適法なものとして受理する。
2. 2008年8月14日付けタケオ州裁判所民事判決（K）第20号のうち、第2, 3項を取り消す。その余については、有効である。
3. 控訴費用は、原告の負担とする。

この判決の口頭弁論及び言い渡しは2010年1月5日公開の法廷で行われた。本判決に対しては、送達の日から1カ月以内に上告をすることができる。

書記官

陪席裁判官

裁判長

署名

署名

署名

(2)

カンボジア王国

国民 宗教 国王

控訴裁判所

民事事件

番号：330 号

2010 年 7 月 20 日

カンボジアの国民の名において

プノンペン控訴裁判所

判決

番号：56(K)

2010 年 11 月 24 日

2010 年 11 月 24 日午前 8 時に口頭弁論を終結した。

審理裁判官

タン＝スンライ氏 裁判長

ウム＝サリット氏 陪席裁判官

チャイ＝チャンダラバン氏 陪席裁判官

書記官

カエウ＝ソモン女史

原告：A 男性 41 歳 クメール人 パイリン州パイリン在住（被控訴人）

被告：B 男性 51 歳 クメール人 パイリン州パイリン在住（控訴人）

B' 女性 27 歳 クメール人 パイリン州パイリン在住（控訴人）

事実および争点

事実及び争点：

2010 年 1 月 20 日付け原告訴状によると：原告は 2009 年 7 月 30 日付け NO.079/09 最終売買契約書に基づき、797 m² の土地、時間を浪費したことの慰謝料として 300 万リエル、及び訴訟費用を求めている。原告は、被告 B から 2009 年 7 月 10 日に 1 万 5000 ドルで本件土地を購入し、法律に従った書面も作成している。彼は、本件土地に塀をめぐらし、名義変更をし、土地を 2 筆に分筆するための書面も準備し、納税の手続も行っている最中であった。2009 年 11 月 27 日に B' が策をめぐらし、彼の土地を奪った。

1. 原告 A の主張：自分は最初の契約が 2008 年 10 月 25 日であり、最終売買契約が 2009 年 7 月 30 日の売買に基づき、797 m² の土地を 1 万 5000 ドルで購入した。バタンボン州裁判所の判決が有効である。
2. 被告 B' の主張：私はバタンボン州裁判所の判決に不服であるために控訴した。原判決は、自分が B から購入し、書類も完備し、納税も済ませ、土地登録局で名義変更も済ませている 1970 m² の土地を A に与えることを認めたからである。私はこの土地を最初の契約が 2009 年 10 月 9 日で、最終売買契約が 2009 年 11 月 27 日であり、既に 3 万ドルの支払いも済ませている。私は 1970 m² の土地を要求する。これは私が買い、既に支払いも済ませた土地である。私は、バタンボン州裁判所の判決の棄却を求める。
3. 被告 B の主張：私は、土地を 1 か所しか持ておらず、そのうち 790 m² について A に 1 万 5000 ドルで売却した。B' と締結したのは、消費貸借契約と土地の残部に対する質権設定契約であり、B' には土地を売っていない。私は 1 万ドルを彼女から借りた。私は、これらの契約書に指印を押したことを認める。

理 由

1. B' による, 2010 年 6 月 3 日付けバタンボン州裁判所判決 No17 号主文中第 1, 2 項に対する, 2010 年 6 月 9 日付け控訴は, 適法であり, 控訴審裁判所は民事訴訟法 264 条により受け付ける。
2. 争点は, A が 797 m²の土地について占有権限を有しているか, あるいは B' が B との売買契約により本件土地に占有権限を有しているかである。
3. 原告 (被控訴人) の主張によれば, 彼は B から土地権限証書 B 1 - 0161 (面積 1970 m²)に対する 2005 年 4 月 11 日付け証明書番号 : BL000423) のうち, 15m × 75m を, 最初の契約が 2008 年 10 月 25 日であり, 最終売買契約が 2009 年 7 月 30 日の売買に基づき, 1 万 5000 ドルで購入し, 納税も済ませ, 分筆も行っている。
4. 被告 B' は, 「自分は 2005 年 4 月 11 日付け土地権限証書 BL0004 の土地を最初の契約が 2009 年 10 月 9 日で, 最終売買契約が 2009 年 11 月 27 日である売買契約により購入し, 既に B に 3 万ドルの支払いも済ませている。B が A に売却した土地は別の土地である。」と主張するが, この点については, 本件土地と同一である。新しい証拠により, A が文書を偽造したと主張するが, 当裁判所はこれについては真偽不明であり, 刑事裁判手続が現在進行中である。
5. B の答弁によれば, B が B' に売却した土地は, A に売却した土地の残部である。A に売却した土地の面積は 797 m²である。
6. 原告 A 売買契約書, 最終売買契約書の証拠調べの結果によれば, 売買契約は B' の売買よりも先に行われ, これらの書面はすべて形式面は適法であった。そこで, 裁判所はこれらの書面をすべて認める。その上, 2010 年 4 月 21 日付け土地都市建設省 327DNSLSP レターによれば, B の土地を A と B' に 2 重に名義変更をするというミスがあったことが認められる。当局は, 2010 年 6 月 3 日付けバタンボン州裁判所判決 No17 号で認めたように原告の文書が正当に作成されたことを認めており, 控訴裁判所も再度確認書を作成する必要がないと考えている。
7. 2010 年 6 月 3 日付けバタンボン州裁判所判決 No17 は適切であり, 維持される。

主 文

1. 2010 年 6 月 3 日付けバタンボン州裁判所判決 No17 号に対する B' による, 2010 年 6 月 9 日付け控訴を棄却する。
2. 2010 年 6 月 3 日付けバタンボン州裁判所判決 No17 号を維持する。
3. 控訴費用は, B' の負担とする。

この判決の口頭弁論及び言い渡しは 2010 年 11 月 24 日公開の法廷で行われた。本判決に対しては, 送達の日から 1 カ月以内に上告をすることができる。

書記官

陪席裁判官

裁判長

署名

署名

署名

(3)

最高裁判所

カンボジア王国
国民 宗教 国王

民事事件

番号：294

2008年7月14日

判決

カンボジアの国民の名において
最高裁判所

2010年3月25日

2010年3月25日において公開の法廷で口頭弁論を終結した。

合議体の構成員

1. コン・ソリム 閣下, 裁判長
2. プラク・キムサン氏, 裁判官
3. テイ・ネン氏, 裁判官
4. ヨス・ソウクウン氏, 裁判官
5. ウィブ・キムスリ氏, 報告裁判官
書記官
プアング・チャンター女史

最高検察庁の代表

チエ・ソバル 検察官

原告 A, (被上告人) 男性, 42歳, クメール人, カンダール州カアトゥム郡在住, 農民

弁護士: E 任意代理人

被告 B (上告人) 男性, 47歳, クメール人, 農民, カンダール州サアン郡在住

任意代理人: 妻 C

争い: 土地売買契約の尊重を求める。

事実及び争点

ア) 請求を理由付ける事実:

被告らは原告に土地を売り渡したが, 原告が他人に当該土地を売却する際に, 被告らに協力を得られなかつたことを理由とし, 被告らに対して, 2003年7月7日付けの土地売買契約の尊重を求めた。

2006年9月19日付けカンダール州裁判所の民事事件第27号を検討し, その判決の主文は以下の通りである。

- 原告 A の 2005 年 9 月 27 日付け訴状が形式的且つ法的に正当であると認める。
- 売主 B, その妻 C と買主 A 間の 2002 年 8 月 2 日, 2002 年 8 月 26 日, 2003 年 7 月 7 日と記した土地売買契約を有効と認める。
- B とその妻 C が 2002 年 8 月 2 日付け, 2002 年 8 月 26 日付け, 2003 年 7 月 7 日付けの各契約を守ることを命じ, そして当該土地を A とその妻 D に明け渡せ。
- B とその妻 C が, A とその妻 D に対して慰謝料として 3,000,000 リエルを支払え。本判決に従わなかった場合, 競売のため, 財産を差し押さえ, 身柄拘束を科する。
- 原告は払った 7,000 リエルの訴訟費用を差押え, 判決が確定した時に被告が原告に償還することを命じると同時に土地価格の 1 % に当たる 50,000 リエルの手数料を支払うことを命じる。その額は 80 % を国家のものとし, 残り 20 % は全国の書記官の報酬とする。
- 本判決は両当事者の立会いのもと, 公開の法廷で言い渡しがなされた。この判決に対しては控訴をすることができる。

本判決に対して 2006 年 10 月 10 日付けの控訴状によって B が控訴した。

本判決に対して 2006 年 10 月 16 日付けの控訴状によって A が控訴した。

控訴裁判所が言い渡した 2008 年 2 月 4 日付け民事判決第 9 号を検討し, その判決の主文は以下の通りである。

- 被告 B の 2006 年 10 月 10 日付け控訴状を棄却する¹。
- 原告 2006 年 10 月 16 日付け控訴を認容する。
- 損害賠償を 3000 万リエルから 800 万リエルに変更する。
- 控訴費用は被控訴人の負担とする。
- 本判決は 2008 年 2 月 4 日に公開で言い渡しがなされた。本判決に対しては送達を受けた日から 30 日以内に, 上告をすることができる。

本判決の全部に対して, 2008 年 5 月 6 日の上告状第 240 号によって, B が上告した。

イ) 当事者の陳述:

C の陳述は次の通りである。: 原審の判決が不当であるため, 上告した。理由は「2002 年と 2003 年には, 私と夫が A から 1860 ドルを借り受け, 債権担保のため土地に対して質権を設定した。しかし貸主が私と夫を騙して, (質権設定ではなく,) 土地売買契約に署名させた。私たちは, その二筆の土地を売り渡さず, 一筆の土地だけを売り渡した。村長の立会いでその売買契約を作成した。」であり, すべての三つの契約を否認する。控訴審裁判所の判決の破棄を求める。

A の陳述は次の通りである : C はこの土地について質権が設定されたと主張するが, この土地は質権の目的物ではなく, 売買契約で私に売却され, そしてこの三つの売買契約は村長の立会いで締結された。控訴裁判所の判決を維持することを求める。

原告の任意代理である弁護士 E の陳述は次の通りである。: C の本件土地が質権の目的物であるとの主張は不誠実だ。前審における被告の陳述を精査していただきたい。原告が土地の売買契約を行ったことは, 地

¹ 「控訴を棄却する」ではなく、「控訴状を棄却する」と記載されている。

方行政当局者により確認されている。控訴裁判所の判決を維持することを求める。

- 報告裁判官から報告を聞き,
- 最高検察庁の代表による結論を聞き,
- 両当事者とその弁護士らの陳述を聞き,
- 法に基づいた協議をした後,

最高裁判所は

- 被告 B の 2008 年 5 月 6 日付け上告状第 240 号は適法であり、裁判所第 14 条と民事訴訟法第 283 条に基づいて最高裁判所は本件を審理することが可能と考える。
- 最高裁は、上告理由書に記載された被告 B の主張について、次の通り考える。2002 年 8 月 2 日付けと 2003 年 7 月 7 日付けの両売買契約書は、債権者である原告の要求に基づく債務担保契約であるとの主張は信用することができない。カンダール州裁判所では B の妻 C が 2002 年 8 月 2 日付けの契約が売買契約と認めたが、2002 年 8 月 2 日付けと 2003 年 7 月 7 日付けの両売買契約については指印がないことを理由として、売買契約の成立を否認した。しかし、2006 年 8 月 25 日付け内務省の技術部の鑑定書面により、2002 年 8 月 2 日付けと 2002 年 8 月 26 日付けの農地売買契約につけた C の指紋は、カンダール州裁判所裁判官の調書に押された C 指印と同じものと証明された。また 2002 年 8 月 2 日付け、2002 年 8 月 26 日付け、及び 2003 年 7 月 7 日付け農地売買契約にある B の指印は、カンダール州裁判所裁判官の調書にある B の指印と同じものと証明された。その上に、被告は質権設定契約に対する証拠を持っていない。それゆえ、被告 B とその妻 C が、2002 年 8 月 2 日、2002 年 8 月 26 日、2003 年 7 月 7 日と記した土地売買契約による発生した債務を、2001 の土地法第 64, 65, 69 条にもとづいて、履行しなければならない。
- 控訴裁判所が言い渡した 2008 年 2 月 4 日の民事判決第 9 号が形式的及び法律的に正当であると認める。

よって

以下の判決を下す

1. B による 2008 年 5 月 6 日の上告状第 240 号を棄却する。
2. 控訴裁判所が言い渡した 2008 年 2 月 4 日の民事判決第 9 号を認め、そのまま維持する。
3. 上告費用は被告の負担とする。
4. 本判決は 2008 年 3 月 25 日に公開の法廷で言い渡された。

コン・ソリム閣下, 裁判長
プラク・キムサン氏, 裁判官
ティ・ネン 氏, 裁判官
ヨス・ソウクウン氏, 裁判官
ウィブ・キムスリ氏, 裁判官
プアング・チャンター女史 書記官

確認した。

プノンペン, 2010 年 7 月 7 日

裁判長

コン・ソリム

原本に基づいて正しく複写した。

プノンペン, 2010 年 7 月 7 日

書記官

プアング・チャンター

最高裁判所 カンボジア王国
 民事事件 国民 宗教 国王
 番号 : 306
 2008 年 7 月 18 日 カンボジアの国民の名で
判決 最高裁判所
 番号 : 112 2010 年 3 月 23 日に公開の法廷で口頭弁論を終結した。
 2010 年 3 月 23 日
 1. ディト・ムンティ閣下, 裁判長
 2. キム・ソタリー女史, 裁判官
 3. ユー・ウッタラ氏, 裁判官
 4. キウ・ソッカ一氏, 裁判官
 5. チャン・リアンシー氏, 裁判官
 書記官
 プアング・チャンター女史
 最高検察庁の代表
 セング・ブンキアング, 檢事

原告 : A (被上告人) 50 歳, クメール人, 土地当局の職員, カンポンチャム州チャムカールー郡に在住する。

被告 : B (上告人) 35 歳, クメール人, ゴム園のスタッフ, カンポンチャム州ストング・トラング郡に在住する。

訴訟物 : 11,880 米ドルの金銭と 2,000 米ドルの慰謝料¹を請求する。

事実と争点

ア) 請求を理由づける事実

A による 2007 年 2 月 12 日付けの訴状に基づいて, B から 11,880.60 ドルの金銭と 2,000 ドルの慰謝料を請求する。(A と B は,) 2005 年 9 月 28 日及び 2006 年 5 月 1 日, ゴムの木の栽培請負契約を締結し, B はその契約第 5 条において, B が 100% 生長できると保障し, 生長できない場合, 3 倍の賠償を返還すると保証した。B が弁済できない場合, 財産を差し押さえ, 債務弁済のために売却を求め, また, 故意がある場合, B に対して禁固刑による身柄拘束²を求める。

カンポンチャム始審裁判所が言い渡した 2007 年 7 月 17 日の民事判決第 159 号を検討し, その判決の主文は以下の通りである。

1. A 原告の 2007 年 2 月 12 日の訴状が形式的かつ法的に正当であると認める。
2. A と B との間に結ばれた 2005 年 9 月 28 日と 2006 年 5 月 1 日のゴムの木の栽培請負契約が形式的かつ法的に正当であると認める。

¹ カンボジアでは, 損害賠償一般について「慰謝料」という言葉を用いる。

² 2007 年民事訴訟法施行前に認められていた債務拘禁制度。

3. 本判決の確定から、B が 9,586 ドルの金銭と 1,000 ドルの慰謝料を A に対して返済することを命じ、その余の請求は却下³する。B が返済できない場合、債務担保のために財産を売却し、それに従わない場合、B に対して債務返済請求のために禁固刑による身柄拘束を執行する（契約法第 22 条と民事判決執行手続法第 133 条に基づく）。
4. 訴訟費用を没収⁴する。その額は事件登録費用と手数料 900 リエル、会計担当裁判所書記官の報酬 200 リエル、呼出状の交付費用 5,000 リエルを含め、合計で 7,000 リエルとなる。その額は原告が支払った 7,000 リエルから決算されるもので、控訴期間が経過したとき、被告が原告に償還し、9,586 ドルの 1% を相当する手数料を支払うことを命じる。その手数料は国庫と全国の書記官への報酬のために、それぞれ 80% と 20% で仕分けられる。
5. 本判決は両当事者の立会いで審理され、公開で言い渡しがなされた。この判決に対しては、法律の規定に基づき控訴することができる。

本判決全部に対して、B により 2007 年 8 月 31 日付けの控訴状により控訴された。

控訴裁判所が言い渡した 2008 年 3 月 12 日の民事判決第 21 号を検討し、その判決の主文は以下の通りである。

1. B による 2007 年 8 月 31 日の控訴状を棄却する。
2. カンポンチャム始審裁判所が言い渡した 2007 年 7 月 17 日の民事判決第 159 号を有効とみなす、それを維持するが、主文の第三点における禁固刑による身柄拘束という内容を削除することに止まる。それ以外は有効とし、維持する。
3. 訴訟費用は被告の負担とする。
4. 本判決は 2008 年 3 月 12 日公開の法廷で言い渡しがなされた。本判決に対しては、判決の送达から 1 ヶ月以内に上告をすることができる。

本判決全部に対して、B の代理人による 2008 年 3 月 19 日付け上告状に基づいて上告がなされた。

イ) 両当事者の陳述について

B の陳述は次の通り：上告したのは控訴裁判所と始審裁判所の判決が、自分に対する損害賠償を過大に認容したからである。契約を順守しなかったのは相手方であり、相手方はゴムの木の間にある土地を耕す義務があったが、それを怠った。また、ゴムの木が生長しないため、自分は新しく植え直す約束をしたにもかかわらず、別のゴムの木を勝手に栽培した。8.13 ヘクタールの土地でゴム木を栽培する契約は 2005 年 9 月 28 日と 2006 年 5 月 1 日と 2 回で行われた。

自分は 2007 年 1 月 16 日に記した係争土地調査の記録を認める。

要請：控訴裁判所の判決を破棄し、再審のために差し戻しを求める。栽培したゴム木のうちで、枯れたものと成長が充分でないものがあるが、これらについては返済する金銭がないため、代わりに新しく植え直すつもりである。

A の陳述は次の通り：被告の主張は失当である。契約では、B は植栽したゴムの木が 100% 生長すると保障したにもかかわらず、なかには枯れたものもあったからである。そのため、自分が資金と時間が無駄にな

³ 棄却の趣旨と思われる。

⁴ 差押と同じ用語が用いられている。

つてしまつた。栽培した土地は 8.5 ヘクタールあり、二回の契約でそれぞれ 6.5 ヘクタールと 2 ヘクタールの土地に栽培した。2005 年 9 月 28 日における第一回の契約は 6.5 ヘクタールの土地で、3,607 本、1 本当たり 0.9 ドル、計 3,246.3 ドルの値段で契約を結んだ。そして、2006 年 5 月 1 日における第二回の契約は 2 ヘクタールの土地で、1 本当たり 1 ドル、計 1,100 ドルの値段で契約を結んだ。契約には、一方の当事者に債務不履行があれば他方当事者は、損害の三倍の額を賠償するという条項がある。そのため、B から 11,880.6 ドルの損害と 2,000 ドルの慰謝料を支払うよう請求する。

要請： 控訴裁判所の判決を適法とし、それを維持すると求める。

- 報告裁判官の報告を聞いた後、
- 最高検察庁の結論を聞いた後、
- 両当事者の陳述を聞いた後、
- 法令に基づいた協議を行った後、

最高裁判所は

- 被告による 2008 年 3 月 19 日付けの上告状第 147 号が法の規定に従つたものと考え、裁判所法第 14 条と民事訴訟法第 283 条に基づいて最高裁判所は本件を審理することが可能と考える。
- 控訴裁判所が 2005 年 9 月 28 日付けと 2006 年 5 月 1 日付けの契約に基づいて、100%まで債務を履行できないと言う理由から、被告 B に対し、原告 A へ 9,586 ドルの金銭と 1,000 ドルの慰謝料を支払うことを命じたのは不適当と考える。理由は次の通りである。
法廷では、被告が枯れたゴムの木を新たに植栽すると約束したが、原告は他のゴムの木を購入し、代わりに植栽した。そのことは原告が否定しないため、事実であると考える。つまり、被告が自分の債務を履行するのに適した環境を原告が与えなかつたと言える。
- 両当事者が 2007 年 1 月 16 日に記した係争土地調査の記録を認めたため、損害額はその記録に基づかなければならぬ。
- 控訴裁判所が言い渡した 2008 年 3 月 12 日の民事判決第 21 号は法令の規定から正当ではないと考える。

よって

以下の判決を下す

1. 被告による 2008 年 3 月 19 日の上告状第 147 号を受理する。
2. 控訴裁判所による 2008 年 3 月 12 日の民事判決第 21 号の主文全体を破棄する。
3. 最高裁判所の 2008 年 7 月 18 日と記した訴訟記録第 306 号を再審のために控訴裁判所に差し戻す。
4. 訴訟費用は原告の負担とする。
5. 本判決は 2010 年 3 月 23 日に審理され、2010 年 4 月 1 日に公開の法廷で言い渡しがなされた。

ディト・モンティ閣下、裁判長

キム・ソタリー女史、裁判官

ユー・ウッタラ氏、裁判官

キウ・ソッカー氏、裁判官

チヤン・リアンシー氏、裁判官

プアング・チャンター女史、書記官

検討した。

原本に基づいて正しく複写した。

ブノンペン、2010 年 4 月 6 日

ブノンペン、2010 年 4 月 6 日

裁判長

書記官

ディ・モンティ

プアング・チャンター

(5)

最高裁判所

カンボジア王国
国民 宗教 国王

民事事件

番号：新 12

2007 年 9 月 25 日

判決

カンボジアの国民の名において
最高裁判所

2008 年 8 月 8 日

2008 年 8 月 8 日において以下の構成で、審理を公開法廷で行った。

1. キム・ポン閣下 裁判長
2. リエル・ムン氏 裁判官
3. スン・ディム氏 裁判官
4. チム・シーパル氏 裁判官
5. サウム・シリヴァット氏 報告裁判官
6. コング・ピルン氏 裁判官
7. ユス・ソクエン氏 裁判官
8. キム・ソタリー女史 裁判官
9. モン・モニチャリヤー氏 裁判官

書記官

プアング・チャンター女史

最高検察庁の代表

チューン・チャンター閣下、次長検事

2006 年 11 月 8 日付け民事事件 81 号に対する控訴裁判所の 2007 年 8 月 8 日付け民事判決第 99 号について第二上告を審理するために開廷した。

原告 A は E 45 歳 クメール人 貿易局の職員 バッタムボン州スヴァイポー在住 に権利を移転した。

弁護士： C 任意代理人

被告 B (被上告人) 男性 77 歳 クメール人 農業 カンポンチャム州メムット在住

弁護士： D 任意代理人

訴訟の目的： 土地管理権請求

E は、2007 年 8 月 13 日付け上告状第 429 号に基づき、控訴裁判所が言い渡した 2007 年 8 月 8 日付け民事判決第 99 号における主文の第 1 項と第 2 項に不服申し立てをした。

2007 年 9 月 25 日と記した最高裁判所の民事事件新 12 号の訴訟記録を検討した。

A の 1998 年 1 月 8 日の訴状によれば、自分が 1979 年以来占有し、畑仕事をしていた 52m × 104m の土地の管理権を被告である B に請求する¹。

¹ 紛争訴訟なのか確認訴訟なのかを明示していない。

1990 年に B は自分に一時的に本件土地に居住させてくれるように頼んだが、この土地は自分がすでに占有権を申請していた。そこで、B の家族に対し、建物を収去し、本件土地の明渡しを求める。

カンポンチャム州地方裁判所が言い渡した 1999 年 11 月 17 日付け民事判決第 2 号を検討し、その判決の主文は以下の通りである。

1. 原告である A の 1998 年 1 月 8 日の訴状が形式的かつ法的に正当であると認める。
2. A から E への 1998 年 1 月 8 日²の権利譲渡が形式的かつ法的に正当であると認める。
3. 本判決が確定するときからメムット郡土地局が発行した 1998 年 2 月 12 日の図面に基づいたカンポンチャム州メムット郡にある 5,241m² の土地に対する A の所有権を認める。土地法第 2 条。
4. 判決が確定したときに、B は自分の家とともに子供である F の家を当該土地から明け渡せ。不服の場合には、裁判所が法に基づき執行を行う。
5. 原告が支払った 7,000 リエルの訴訟費用を差押え、判決が確定したときに被告が原告に償還することを命じると同時に、土地価格の 1 % に当たる 50,000 リエルの手数料を支払うことを命じる。その手数料は事前に原告が支払い、その後、被告が償還することを命じる。
6. 本判決は権利譲渡した原告と被告の立会いのうえ、公開の法廷で言い渡しがなされた。本判決に対しては控訴ができる。

本判決に対しては全部不服であるとして、1999 年 12 月 7 日付け控訴状第 89 号により B が控訴した。

控訴裁判所が言い渡した 2002 年 3 月 14 日の民事判決第 25 号を検討し、その判決の主文は以下の通りである。

1. 被告である B の 1999 年 12 月 7 日の控訴を形式的に正当であるが、法の規定に違反するため却下する。
2. カンポンチャム州始審裁判所が下した 1999 年 11 月 17 日の民事判決第 2 号を維持し、主文全体が正当であると認める。
3. 13,000 リエルの控訴費用を差押える。その額は控訴人が支払った事件登録費用と手数料が 2,550 リエル、会計の裁判所書記官の報酬 450 リエル、呼出状の交付費用 5,000 リエルと裁判所当局 5,000 リエルを含める。
4. 本判決は控訴の両当事者の立会いのもと、公開で言い渡された。本判決に対しては上告することができる。

B による 2002 年 3 月 18 日の上告状第 99 号を検討し、その内容は控訴裁判所が下し 2002 年 3 月 14 日の民事判決第 25 号の主文全体に対する不服申立てである。

最高裁判所が言い渡した 2006 年 9 月 5 日付け民事判決第 264 号を検討した。その判決の主文は以下の通りである。

1. B による 2002 年 3 月 18 日付け上告状第 99 号を形式的かつ法的に正当であると認める。
2. 控訴裁判所が言い渡した 2002 年 3 月 14 日付け民事判決第 25 号を全般的に無効とみなす。
3. 最高裁判所の 2002 年 6 月 17 日付け民事訴訟事件第 181 号を控訴裁判所に再審のために差し戻す。

² 訴訟提起と権利移転が同じ日になされているのは不自然であり、誤記ではないかと思われる。

4. 被告が最高裁判所に支払った 19,000 リエルの訴訟費用を差押える。その額の内容は以下の通り。
- 事件登録費用と手数料が 4,000 リエルであるが、会計の裁判所書記官の報酬のためにその額から 800 リエルを差し引く。
 - 呼出状の交付費用 15,000 リエル。合計で 19,000 リエルとなる。
5. 本判決は 2006 年 9 月 5 日に公開の法廷で言い渡された。

控訴裁判所が第二審において言い渡した 2007 年 8 月 8 日付け民事判決第 99 号を検討し、その判決の主文の内容は以下の通りである。

1. 最高裁判所が言い渡した 2006 年 9 月 5 日の民事判決第 264 号に基づき、控訴裁判所の 2006 年 11 月 8 日の民事事件第 81 号を審理する。
2. メムット郡土地局が発行した 1998 年 2 月 12 日の図面に基づいたカンポンチャム州メムット郡所在の 5,241m² の係争土地を以後、被告である B の占有管理、所有とする。
3. 13,000 リエルの控訴費用を没収する。その額は事件登録費用と手数料が 2,550 リエル、会計の書記官の報酬 450 リエル、呼出状の交付費用 5,000 リエルと裁判所当局 5,000 リエルを含めて、あわせて 13,000 リエルである。そして、係争土地の価格の 1 %相当する手数料を原告が支払うことを命じる。
4. 本判決は両当事者の立会いのもと、公開で言い渡された。この判決に対しては法律の定めに基づき、上告をすることができる。

E による 2007 年 8 月 13 日付け第 2 上告状第 429 号を検討し、その内容は控訴裁判所が言い渡した 2007 年 8 月 8 日付け民事判決第 99 号の主文の第 1 項と第 2 項に対する不服申立てである。

E による 2003 年 10 月 13 日付け上告理由を検討した。³

報告裁判官の報告を聞き、また控訴の判決は正当であるとの最高検察庁の代表による結論を聞いた。裁判所に当事件に対する審理と判断を求める。

法廷における E の陳述は次の通り。：

1979 年から自分の叔父が当該係争土地を片付けて、畑仕事をし始めた。そして、1990 年に B が叔父の土地に一時的に住まわせてくれるよう頼み、叔父が必要となるときに土地を返還することであった。幼い頃からの友情を考え、叔父は一時的な居住を許したが、B がその土地全体を欲しくなったため、叔父が郡の当局での和解を求め、紛争を終結させるために土地の半分を譲るという条件まで提示した。しかし、B は同意せず、現在までの訴訟に至った。自分は最高裁判所に法に基づいた判決を求める。

法廷における B の陳述は次の通り。：

係争土地は自分が村長から 1979 年に引き受け、土地を片付けた上、7,000m² の畑と 4,000m² の田んぼで農業をやっていた。郡で和解交渉時、自分は 52m × 104m の土地だけを希望した。池を掘ったのは他人の土地であって、今では自分の土地の上に生活し管理するだけである。自分は 52m × 104m の土地だけを今後の家とするために求めている。

³ 上告人が、A ではなく E となっている。また、日付も 2003 年となっている。

原告の任意代理人である C 弁護士は次のように陳述した。：

自分の依頼者である E によると、係争土地は E の叔父に当たる A によって 1979 年から占有されて、占有の申請も 1989 年に済ませた。

B は確かに自分の叔父に（一時的に居住をさせてくれるように）を頼んだのであり、（本件土地は B が所有するのではない。）B が主張した所有権を証明するものはひとつもない。B の陳述は、判断を難しくさせるために意図的になされている虚偽のものである。

被告の任意代理人である D 弁護士は次のように陳述した。元戦場であるこの土地は自分の依頼者が片付けた後、1979 年から占有し、E が主張した 1990 年からではない。1979 年には A はどこに住んでいたかわからないが、1986 年に A が自分の依頼者に対して、依頼者が相続した土地に一時的に住まわせてくれるよう頼んだものである。被告による当該土地の占有と管理は土地法第 7 条と政令第 3 号に基づくもので相当である。

- 報告裁判官から報告を聞いた後、
- 最高検察庁の代表による結論を聞いた後、
- 両当事者とその弁護士らの陳述を聞いた後、
- 法に基づいた協議をした後、

最高裁判所は

- 原告 A の代表として、E による 2007 年 8 月 13 日の上告状第 429 号は適法であり、裁判所法第 14 条と民事訴訟法第 582 条に基づいて最高裁判所は本件を審理することが可能と考える。
- 原告 A による、「当該土地は自分が 1979 年から占有し、占有権申請も済ませていたところ、1990 年に被告 B が係争土地を一時的な居住を A に依頼したものである」との理由での 5241m² の土地の請求は正当ではない。理由は次の通り。
- + 1979 年から元村長であった G の 2002 年 3 月 31 日付け証明書、及び元村長 H の 2002 年 3 月 28 日付け証明書によれば、被告は 1979 年から土地を片付けて、在住・管理しており、家族登録証によても被告とその家族は係争土地に少なくとも 1986 年から在住していたことが認められる。
- + 被告とその家族が原告から係争土地の一時的な居住を依頼したことについては充分な証拠はない。なぜなら 1992 年の土地法第 81 条に定めた契約がないからである。また、口頭で賃貸があったとしても、原告が契約と契約外の責任に関する法律第 38 号第 25 条に定めた返還請求権は認められない。
- 原告は土地占有権を郡の当局に申請したとしても、原告は何らかの方法で係争土地を占有したことがない。一方、被告は現実的に係争土地を 1986 年から占有したことが明らかで、メムット郡の土地局が出した 1998 年 2 月 12 日係争土地の図面が証明したように、被告はその土地で家を建設した他、ドリアン等を多く植えたりしていた。よって、その土地に対して、被告は 1989 年 4 月 22 日の政令第 25 号と 1992 年の土地法第 62 条、第 74 条による権利を有すると考える。
- 控訴裁判所が言い渡した 2007 年 8 月 8 日の民事判決第 99 号が形式的及び法律的に正当であると認める。

よって

両当事者の立会いで以下の判決を下す

1. E による 2007 年 8 月 13 日付け上告第 429 号を棄却する。
2. 控訴裁判所が言い渡した 2007 年 8 月 8 日の民事判決第 99 号を維持する。
3. 上告費用は原告の負担とする。

控訴裁判所が定めた負担割合を原告に支払わせる。

4. 当該判決は 2008 年 8 月 8 日において審理され、2008 年 8 月 11 日に公開の法廷において言い渡された。

キム・ポン閣下 裁判長
リエル・ムン氏 裁判官
スン・ディム氏 裁判官
チム・シーパル氏 裁判官
サウム・シリヴァット氏 裁判官
コング・ピルン氏 裁判官
ユス・ソクエン氏 裁判官
キム・ソタリー女史 裁判官
モン・モニチャリヤー氏 裁判官
プアング・チャンター女史 書記官

検討した。

ブノンペン、2008 年 9 月 1 日

裁判長

原本に基づいて正しく複写した。

ブノンペン、2008 年 9 月 1 日

書記官

(6)

カンボジア王国
国民 宗教 国王
カンダール州裁判所

民事事件

番号：110 号

2009年4月2日

判決

カンボジアの国民の名において

カンダール州裁判所

番号：25(ho)

2010年8月12日

2010年8月12日に、2009年4月2日付け民事事件番号：110号事件について公開の法廷で口頭弁論を終結した。

審理裁判官

フート＝ヒエン氏 カンダール州裁判官

書記官

リム＝クンペアク氏 カンダール州書記官

原告：A 女性 23歳 クメール人 職業 主婦 カンダール州タークマウ在住 父親の名前 C（存命） 母親の名前 D（存命） 夫の名前 B 子ども1人

被告：B 男性 28歳 クメール人 私企業勤務 カンダール州タークマウ在住 父親の名前 E（存命） 母親の名前 F（存命） 妻の名前 A 子ども1人

事実および争点

1. 原告の求める判決：

- 原告は被告Bとの離婚及び3歳の娘Gの管理権¹を求めている。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

2. 事件の概要：

原告は2005年に被告Bと結婚をしたが結婚中幸せなことはなかった。いざこざと言い争いが絶えなかつたため、原告は被告との離婚を求めた。

3. 両当事者の主張：

- 原告Aは、2005年3月31日に夫Bと結婚をし、Gという3歳になる女児がある。婚姻中いざこざと言い争いが絶えなかつたため、原告は被告との離婚及び子どもの管理権を求めたが、離婚後扶養²を求めていない。共有財産はなく、債務もない。
- 被告Bは、結婚中はいざこざと言い争いが絶えず、うまくやっていくことがなかつた。相手を言い負

¹ 民法上に規定されている親権とは異なる、管理権という用語を用いています。

² 文脈から養育費を求めているのかもしれないが、扶養という用語を用いています。

かそうとして議論をしたことはない。妻は私に何の愛情も持っていないというため離婚に同意した。娘の親権については、妻の求めに応じ、妻にゆだねることに同意した。

理 由

1. 原告と被告は法律に従い、2005年3月31日に婚姻をし、結婚証明書は2005年9月15日に、ターグマウの身分登録官により登録された。登録簿にはHの署名もある。
2. 原告と被告は共同生活を行い3歳になる娘を設けた。娘の出生登録は2007年10月16日付けになっている。
3. 原告と被告は、真意から共同生活を続けることができずお互いに夫婦としての愛情を持っていない。原告は子どもの管理権を求め、扶養を求めていない。被告は原告の要望に応じ、子どもを原告にゆだねることに同意している。
4. 原告と被告は、異議なくして離婚に同意し、裁判所は法に従い判断をする。
5. 共有財産も債務もないことから裁判所はこれについて判断をしない。

主 文

1. 原告Aと被告Bを同意に基づき、今より離婚する。
2. Aに、今日から300日の間寡婦であり続けることを命ずる。
3. Aに、両当事者の合意に基づき、今日から扶養なしでGの親権を認める。
4. この判決の口頭弁論及び言い渡しは2010年8月12日公開の法廷で行われた。

審理裁判官

署名

カンダール州裁判所
民事事件

番号：40 号

2010 年 2 月 22 日

カンボジア王国
国民 宗教 国王

カンボジアの国民の名において
カンダール州裁判所

判決

番号：21(ho)

2010 年 8 月 3 日

2010 年 8 月 3 日に、2010 年 2 月 22 日付け民事事件番号：40 号事件について公開の法廷で口頭弁論を終結した。

審理裁判官
フート＝ヒエン氏 カンダール州裁判官
書記官
イン＝ンゴウンサ氏 カンダール州書記官

原告：A 女性 42 歳 職業 洋服仕立 カンダール州ポンヒアロウアー在住 夫の名前 B 子ども 3 人 父親の名前 C 母親の名前 D

被告：B 男性 50 歳 職業 警察官 プノンペン市ツールコーク在住 妻の名前 A 子ども 3 人 父親の名前 E 母親の名前 F

事実および争点

1. 原告の求める判決：

— 原告は被告 B との離婚、子どもの管理権¹、共有財産である 1 台のモーターバイクと 1 台の自動車の財産分与を求めている。

2. 事件の概要：

原告は被告 B が同居をしないこと、毎日言い争いが絶えないこと、これ以上夫婦として生活する自信がないこと、夫が家を顧みないことを理由に離婚訴訟を提起した。夫 B が家を出てから家庭と子どもたちに愛情を持たず、これといった職業につかないため夫として考えていない。1989 年に結婚をして、3 人の子どもを儲けている。

3. 両当事者の主張：

— 原告 A は、夫と 1989 年に婚姻したが、夫に対し夫としての愛情を失ったことを理由として被告 B に対して離婚を求めている。二人には次のように 3 人の子がある。

1. G 男 17 歳
2. H 男 15 歳
3. I 男 6 歳

彼女は、3 人全員の子どもの管理権、子ども一人当たり 1 カ月 200 ドルの扶養料、及び自動車 1 台モーターバイク 1 台を含む共有財産についての法に従った財産分与を求めている。債務はない。

— 被告 B は、離婚には同意をしている。また親権についても、妻に同意をしている。扶養料についても

¹ 民法上に規定されている親権とは異なる、管理権という用語を用いている。

可能な限度で支払い、法に従った形での共有財産の分割には同意をしている。債務はない。

理由

1. 原告と被告は法律に従い、2005年3月31日に婚姻をし、結婚証明書は1989年9月20日N o 53/89革命人民委員会発行で、Jの署名がある。
2. 原告と被告は、互いに夫婦としての愛情を持っておらず、離婚に同意している。
3. 原告はすべての子どもの管理と監護を求めており、被告は原告の求めに応じて、それに同意している。原告は子ども一人当たり月200ドルの扶養料を求めているが、被告は、経済的に可能な限度での支払いを主張している。
4. 原告が分割を求めた共有財産には、ISUZU製STEP（ナンバープレート プノンペン1H1465）もHUNDAI製STAREX（ナンバープレート コンポンスプー州 2A1321）があり、被告もこの点について主張することから、裁判所は法に従い判断するものとする。

主文

1. 原告Aと被告Bを同意に基づき、今より離婚する。
2. Aに、今日から300日の間寡婦であり続けることを命ずる。
3. G男17歳、H男15歳、I男6歳の3人の子どもの親権は、両当事者の合意により、原告に認められる。被告Bは、子どもが成人に達するまで経済的に可能な限度での扶養料の支払いをする。
4. Bが子どもを訪問することを認める。双方の親は、婚姻家族法74, 75条²に定められた義務と権利を満たすことを命じる。
5. ISUZU製STEP（ナンバープレート プノンペン1H1465）、HUNDAI製STAREX（ナンバープレート コンポンスプー州 2A1321）を含む共有財産は等しく2分の1に分割する。
6. 訴訟費用は被告の負担とする。
7. この判決の口頭弁論及び言い渡しは2010年8月3日公開の法廷で行われた。

審理裁判官
署名

² 婚姻家族法74条は離婚した父母の子に対する相互協力義務を、75条は監護権のない親の面接交渉権等を定めている。

(8)

カンボジア王国
国民 宗教 国王

プノンペン地方裁判所 事件番号：1434 号 2009 年 12 月 22 日付け
事件の種類：同居解消
口頭弁論終結の日：2010 年 1 月 18 日
判決番号：01 (THO)
判決日：2010 年 1 月 18 日

カンボジアの国民の名において
プノンペン地方裁判所
以下のような判決をする。

原告：A 女性 37 歳 クメール人 プノンペン市セーンソク在住
被告：B 男性 37 歳 クメール人 プノンペン市セーンソク在住

事実および争点

1. 請求：

- 原告は被告との別居
- 子ども 1 人の管理権
- 共有財産の分割
- 可能な限度での子どもの養育費

2. 事件の概要：

2.1：この事件では、原告は、1991 年から被告との同居をしていたが、法律上正式な結婚登録をしていないこと、また同居中に争いが絶えないことから、夫婦としての愛情が失われ、2004 年から別居をしていることを理由として同居の解消を求めている。

2.2：争いのない事実

- 両当事者は、合意により同居を解消している。
両当事者は、子どもの管理権¹について合意をしている。
両当事者は、扶養について合意をしている。
両当事者は、共有財産の分割について合意をしている。

2.3：両当事者の主張

ア. 原告の主張

原告は、2.1（事件の概要）の通り主張しており、共同生活中に C (女性 1995 年 7 月 27 日生)、D (男性 1999 年 8 月 16 日生) の 2 人の子を儲けた。自身は住所地にある土地建物を含む共有財産の管理権を求め、家については売却し 2 分の 1 ずつ分けることに同意をするが、土地については、半分にした場合の東側、つまり E、F の土地に接した側の方の取得を希望し、相手方は西側、つまり G の土地に接した側を割り当てるなどを希望している。

イ. 被告の主張

¹ 民法上の親権とは異なる、管理権という言葉を用いている。

被告は、原告の主張についてすべて認め、C（女性 1995年7月27日生）については自身が養育をすることと、D（男性 1999年8月16日生）については原告に²管理監護権を認めること、可能な限りでの養育費の支払い、原告の主張通りの財産の分割にも同意をしている。

理 由

口頭弁論手続きにおける本人尋問と証拠調べの結果

1. 原告と被告は確かに1991年から同居していたが、法律上の婚姻登録を行っていない。両当事者は、法律上の婚姻登録を行っていない以上、同居を行っていたにすぎない。すなわち、同居の解消を求める訴えは民事訴訟法81条により却下される。
2. 両当事者は結婚していないのであるから、両当事者は、その意思に従い、相手方の異議を受けることなしに結婚をする完全な権利を有している。
3. 両当事者には同居中儲けた2人の子があるが、C（女性 1995年7月27日生）については被告が養育することと、D（男性 1999年8月16日生）については原告に管理権を認めることについての合意があり、裁判所はその合意に従った判断をすべきである。
4. 両当事者には、共有財産分割について合意があり、プノンペン市セーンソク所在の土地家屋については、家については2分の1ずつ分け、土地については、原告は半分にした場合の東側、つまりE、Fの土地に接した側の方を取得し、被告は西側、つまりGの土地に接した側を割り当てることについての合意があることから裁判所はその合意に従った判断をすべきである。
5. 両当事者には、実際に可能な限りでの扶養を行うことで合意をしている。
6. 訴訟費用については民事訴訟法64条が適用される。

主 文

1. 原告Aの第1項の同居を解消することを求める訴えを民事訴訟法81条により却下する。
2. 両当事者の合意に従い、C（女性 1995年7月27日生）については被告に管理監護させるものとし、D（男性 1999年8月16日生）については原告に管理監護権をさせるものとする。監護権のない当事者には、子どもの消息を尋ねる権利がある。監護権を有する当事者は、婚姻家族法83、85条に従い、実現のための要件を定めなければならない。
3. 婚姻家族法86条に従い、両当事者は、子どもが成人に達するまで、可能な限りでの教育費支払わなければならない。
4. 共有財産であるプノンペン市セーンソク所在の土地家屋については、家については売却し代金を2分の1ずつ分け、土地については、両当事者の合意に従い、原告は半分にした場合の東側、つまりE、Fの土地に接した側の方を取得し、被告は西側、つまりGの土地に接した側を取得するものとする。婚姻家族法70条。
5. 訴訟費用は被告の負担とする。

審理裁判官

署名

² 民法上の親権とは異なる、管理監護という言葉を用いている。

(9)

カンボジア王国

国民 宗教 国王

プノンペン地方裁判所

事件番号：568号 2010年5月24日付け

事件の種類：離婚

口頭弁論終結の日：2010年8月18日

判決番号：01 (Cho)

判決日：2010年8月18日

カンボジアの国民の名において

プノンペン地方裁判所

以下のような判決をする。

原告：A こと A' 女性 32歳 プノンペン市セーンソク在住 任意代理人 弁護士 C

被告：B 男性 40歳 プノンペン市セーンソク在住

事実および争点

1. 請求：

1. 被告との離婚
2. 子ども3人の管理権
3. 被告に可能な範囲での扶養
4. 共有財産の管理権

2. 事件の概要：

2.1：この事件では、原告は、1994年に被告と婚姻をし、2004年2月20日に法律上の正当な届け出を行った。だが、一緒にいるときにはいざこざが絶えず、うまくいっていなかったため、夫婦としての愛情もなくなってしまった。

2.2：争いのない事実

両当事者は、離婚をすることに同意をしている。

両当事者は、子どもの管理権¹について合意をしている。

両当事者は、扶養について合意をしている。

両当事者は、共有財産の管理について合意をしている。

2.3：両当事者の主張

ア 原告の主張

原告は、2.1(事件の概要)の通り主張しており、共同生活中にD(女性 1998年3月9日生)、E(男性 2000年3月16日生)、F(女性 2007年10月29日生)の3人の子を儲けた。自身に子どもの管理権を認め、被告には可能な範囲での扶養料の支払いと、住所地にある建物の管理権を求める。これについては、被告も同意をしている。

イ 被告の主張

被告は、弁論準備期日に不出頭であったが、2010年7月27日付けの、「家と子どもを渡すことについての同意書」において、原告との同居をうまくやっていくことができないことを、原告の主張についてすべて認め、離婚についても、子どもの養育管理権については原告に渡すことについても、可能な範囲で養育費を支払うことについても、家を渡すことについても、同意をしている。

¹ 民法上の親権とは異なる、管理権という言葉を用いている。

理 由

口頭弁論手続きにおける本人尋問と証拠調べの結果

1. 原告と被告は確かに法律上の婚姻を行い、2004年2月20日に法律上の正当な届け出を行った。
2. 同居中は、両当事者は真実うまくやっていくことができず、今後とも夫婦として生活するための愛情を失っている。
3. 両当事者は離婚について同意をしている。
4. 同居中儲けた、D（女性 1998年3月9日生）、E（男性 2000年3月16日生）F（女性 2007年10月29日生）の3人の子があるが、両当事者は原告に管理権を認めることについての合意があり、裁判所はその合意に従った判断をすべきである。
5. 被告は、原告に対して居住地の家を渡すことについての合意があり、裁判所はその合意に従った判断をすべきである。
6. 両当事者には、実際に可能な限りでの扶養を行うことで合意をしている。
7. 訴訟費用については原告が支払うことについて合意がある。

主 文

1. AことA'ことBとを、両当事者の真意に従い、婚姻家族法40条、同69条に基づきこの判決確定の日から離婚する。
2. 両当事者の合意に従い、D（女性 1998年3月9日生）、E（男性 2000年3月16日生）F（女性 2007年10月29日生）C（女性 1995年7月27日生）については、当事者の合意に基づき、原告に管理監護させるものとする監護権のない当事者には、子どもの消息を尋ねる権利²がある。監護権を有する当事者は、婚姻家族法73,75条に従い、実現のための便宜を図らなければならない。
3. 婚姻家族法74条に従い、両当事者は、子どもが成人に達するまで、可能な限りでの教育費支払わなければならない。
4. 共有財産であるプノンペン市セーンソク所在の家屋については、当事者の合意に基づき、AことA'に、管理処分権を与える。
5. 訴訟費用は原告の負担とする。

審理裁判官

署名

² 面接交渉権を指すと思われる。

民事事件

番号：467 号

2010 年 12 月 23 日

カンボジア王国

国民 宗教 国王

民事判決

番号：01(cho)

カンボジアの国民の名において

シェムリアップ州裁判所

2011 年 1 月 4 日

口頭弁論手続を第 2 法廷において行った。

—手続開始期日 2011 年 1 月 4 日午前

—手続終了期日 2011 年 1 月 4 日午前

—判決言渡期日 2011 年 1 月 4 日午前

判決

原告 A 女性 33 歳 クメール人 シェムリアップ州シェムリアップ在住

原告任意代理人弁護士 C

被告 B 通称 B' 男性 32 歳 クメール人 シェムリアップ州シェムリアップ在住

原告の求める判決：

ア— ただ今より、原告を被告と離婚させる。

イ— 2人の子ども D, F を原告 A の管理教育養育監護及び責任とする。

ウ— 次の財産を原告 A に与える。：

自動車（8人乗）1台（バタンバン×××）水銀色 型式××製造番号×××

土地 1 15×25 平米 シェムリアップ州バサートバッコン所在 未舗装路に接しており、G の土地に南側を、H の土地に東側を、農道に西側をそれぞれ接する。

土地 2 635 平米 シェムリアップ州バサートバッコン所在 未舗装路に接しており、I の土地に北側を、赤道に南側を、J の土地に東側を、K の土地に西側をそれぞれ接する。

エ— 訴訟費用は原告¹の負担とする。**1 事実及び争点：**

原告と被告は 2003 年に婚姻をし、法律に従って登録を行っている。共同生活を営み、K (男 6 歳) と L (男 2 歳) の 2 人の子を儲けている。共同生活の間に財産として、自動車（8人乗）1台（バタンバン×××）水銀色 型式××製造番号×××、土地 1 (15×25 平米 シェムリアップ州バサートバッコン所在 未舗装路に接しており、G の土地に南側を、H の土地に東側を、農道に西側をそれぞれ接する。), 土地 2 (635 平米 シェムリアップ州バサートバッコン所在 未舗装路に接しており、I の土地に北側を、赤道に南側を、J の土地に東側を、K の土地に西側をそれぞれ接する。) がある。この共有財産については、原告・被告は 2010 年 12 月 29 日付け調書により合意をしている。

2-1 原告がなした原告の主張陳述：

私は 2003 年に被告と婚姻をし、2003 年 6 月 10 日に身分登録官の面前で婚姻登録を行いました。共同生活

¹ 日本の民事訴訟法と同じく、カンボジア民事訴訟法 64 条では敗訴者負担が原則となっている。

の間に、K（男 6歳 2004年3月13日生）とL（男 2歳 2008年11月24日生）の2人の子を儲け、出生登録も身分登録官に済ませています。2009年9月から現在まで、被告は家を捨て、生活費も入れません。それに加えて、新しい女性を作り2人の子どもを儲けて面倒を見ており、被告はそれ以上の請求をしないのであれば共有財産すべてを原告に渡すことに同意をして、このことは2010年12月29日の調書に取り決められています。

離婚の原因

- 被告は家を捨て、新しい女性を作っている。
- 一家族の生活の費用を支給しない。
- 夫婦としての愛情を失っている。

2-2 被告のなした被告の主張陳述

私は2003年に原告と婚姻をし、2003年6月10日に身分登録官の面前で婚姻登録を行いました。共同生活の間に、K（男 6歳 2004年3月13日生）とL（男 2歳 2008年11月24日生）の2人の子を儲け、出生登録も身分登録官に済ませています。原告がそれ以上の請求をしないのであれば共有財産すべてを原告に渡すことに同意をして、このことは2010年12月29日の調書に取り決められています。私は、原告Aと離婚をし、2人の子どもD, Fを原告Aの管理教育養育監護及び責任とすることに同意しています。

3 争点

- なし

理由

- 原告と被告は婚姻をし、2003年6月10日に身分登録官の面前で婚姻登録を行い、これは婚姻家族法14条²に従い有効なものと見做す。
- 原告と被告は同居をしておらず、夫婦としての愛情を失っている。和解をしたとしてもこのような離婚の合意は婚姻家族法58³条に沿ったものである。
- 被告B通称B'は2人の子どもと財産のすべてについて、他の請求をしないことを条件として原告Aに与えることに同意しているが、これは婚姻家族法3条^{4,5}に沿ったものである。
- 原告と被告の共有財産については、2010年12月29日の調書に取り決められており、裁判所はこれについて判断すべきでない。
- 婚姻家族法72⁶,75⁷条により、子どもの養育権を持たない当事者は、子どもの消息を尋ねる権利を有し、

² 婚姻家族法14条「婚姻は、妻（となろうとする者）の居住地を管轄する戸籍吏によって（婚姻が）登録されるに先立つ、夫婦がそれぞれ自発的に婚姻の準備を行っている場合にのみ、有効とされる。」

³ 婚姻家族法58条「一方の当事者からの申請による離婚事件については、人民裁判所は、調査の後、双方当事者がもはや共同生活を継続できないことを示す充分な状況にあることが判明した場合には、離婚を認めることができる。」

⁴ 婚姻家族法3条「婚姻は、法律の規定にしたがって、愛情に基づき、かつ、任意に解消することのできないことを理解した男女間における厳粛な契約である。婚姻は、この法律に規定された条項に基づいてなされたもののみが法的に効力を有する。」

⁵ 婚姻家族法73条1項「夫婦のうちいずれが監護権を取得するかについての決定は、子の利益の点から、離婚しようとする夫婦の合意に基づいてなされなければならない。」と規定することから、この判決に引用されている婚姻家族法3条は、73条の誤りではないかと思料される。

⁶ 婚姻家族法72条「離婚判決をする場合には、誰が子の監護権を取得するかについて決定、父、母及び子の関係の決定がなされなければならない。」

⁷ 婚姻家族法75条1項「監護権のない当事者は、子と面会する権利を有する。」、2項「監護権を有する当事者は、他方の当事者が子と面

子どもの養育権を有する当事者は他方の当事者のこの権利に便宜を図らなければならない。

- 原告が訴訟費用を負担することについて同意をしており、これは原告の権利放棄でありカンボジア民法⁸64条に沿ったものである。

主 文

1. 原告 A（女性 33歳）と被告 B 通称 B'（男性 32歳）を本日より離婚させる⁹。
2. 2人の子ども D, F を、彼らが成人に達するまで、原告 A の管理教育養育監護及び責任とする。
3. 訴訟費用は原告の負担とする（合意により）。
4. この判決の口頭弁論及び言い渡しは 2011 年 1 月 4 日公開の法廷で行われた。

審理書記官

署名

審理裁判官

署名

会しやすいように配慮しなければならない。」

⁸ 民事訴訟法の誤記と思われる。

⁹ UNDPによる英訳では婚姻家族法 69 条は「離婚は、確定判決が宣言された日をもって婚姻を終了させる。」とされているが、クメール語の原文では、「離婚は、確定の日から婚姻の効果を解消させる。」となっている。したがって、英語訳の方は誤訳であると思われる。また、このことから、この判決主文は不適切なものと考えられる。

和解調書	
事件の表示	2010年12月23日付け 民事事件467号
期日	2010年12月29日 午前8時
場所・日時	シェムリアップ・ウッドーミエンチャイ州裁判所
裁判官	リーソックレーン
書記官	クム=ソマーラエン
出頭した当事者	<p>—原告あるいは原告任意代理人 A 女性 33歳 職業家事 住所 シェムリアップ州シェムリアップ在住 任意代理人 C 父の名前 D 母の名前 E 前科なし</p> <p>—被告あるいは被告任意代理人 B こと B' 男性 32歳 運送業 住所 シェムリアップ州シェムリアップ在住 父の名前 F 母の名 前 G 前科なし</p>
指定された期日	2010年12月29日 午前10時
原告と被告は以下のように和解をすることに同意した。	
I Aに与える共有財産	
1— 自動車（8人乗）1台（バタンバン×××）水銀色 型式××製造番号××	
2— 土地二か所	
① 土地（15×25 平米 シェムリアップ州バサートバッコン所在 未舗装路に接しており, G の土地に南側を, H の土地に東側を, 農道に西側をそれぞれ接する。）	
② 土地（635 平米 シェムリアップ州バサートバッコン所在 未舗装路に接しており, I の土地に北側を, 赤道に南側を, J の土地に東側を, K の土地に西側をそれぞれ接す る。）	
II Bに与える共有財産 なし	
以上の内容を読み聞かせたところ、両当事者は同意し、異議のある点は存しなかつたため、指 印を押し確認した。	
上記の年月日午前9時半に調書を終了した。	
(原告指印) (弁護士署名) (被告指印) (書記官署名) (裁判官署名)	

カンダール州裁判所

民事事件

番号：240 号

2009 年 8 月 10 日

判決

番号：06(ho)

2010 年 3 月 30 日

カンボジア王国

国民 宗教 国王

カンボジアの国民の名において

カンダール州裁判所

審理裁判官

フート＝ヒエン氏 カンダール州裁判官

書記官

イン＝ンゴウンサー氏 カンダール州書記官

弁護士

ムウン＝ソクン

原告：A 女性 64 歳 ビジネスウーマン カンダール州キエンスバイ在住 夫の名前 C 10 人の子供あり 父親の名前 D (故人) 母親の名前 E (故人) 任意代理人 F

(登録番号××× G 法律事務所 住所プノンペン市センソク地区所在)

被告：B 女性 35 歳 労働者 カンダール州キエンスバイ在住 夫の名前 H 父親の名 I (健在) 母親の名前 J (故人)

事実および争点

1 原告の求める判決：

- 原告は裁判所に、被告が建物をプノンペン市キエンスバイ所在の土地から取去るように命じる判決を求めており。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

2 事件の概要：

原告は被告に対して、原告名義の N0.C2. 2424, 1992 年 7 月 1 日付け占有権限証明書のある 811 平方メートルの自己所有の土地中にある 133 平方メートルの土地上にある建物を取去して明け渡しを求めている。2000 年に彼女の義理の娘 K が死亡し、原告の息子 L は B と再婚をした。彼らは内縁の夫婦として生活し本件係争地には居住していなかった。2003 年になり息子と B は、原告から本件土地を建物を建てるために借り、原告は暫定的に彼らに居住を許した。2008 年になり、原告の息子 L は死亡し、B は新たな夫とともに本件土地に居住し始めた。

3 両当事者の主張：

- 原告は、2009 年 7 月 31 日付け訴状にあるように、被告に対して原告の土地上の建物を取去することを求めており。この土地は彼女の息子 L と K に一時的に居住を許したものであり、B に分与したものではない。原告は息子に B と一時的に居住を許したが、L は死亡し、B は新しい夫を持っている。
- 被告は、本件建物は L と L の子どもと一緒に居住していたことを理由に建物取去には応じない。L とは内縁関係であったが、原告は B を義理の娘と同様に接していた。その上、本件土地は原告が L に贈与したものであり分筆はなされていないものの 1999 年当時から 7M×19M の面積であった。2 年後彼女は家を建て、2008 年に夫がなくなるまでその土地に夫と一緒に居住していた。もし建物を取去すると、彼女

と子どもはどこに住むことになるのか。その上、原告は本件土地を息子に贈与した。それゆえ、彼女は建物の収去に応じない。

理 由

1. 本件係争地はカンダール州キエンスバイにおけるものであり、カンダール州は占有権限証書 N0.C 2 . 2424 として原告を所有者と登録している。
2. 1999 年に所有者はこの土地を彼女の息子 L とその妻 M に、一時的な居住に供するために与えた¹が、移転²まではなされていない。
3. 2000 年に M が死亡すると原告の息子 L は B と内縁関係となり、原告の土地上に家を建てた。
4. 被告は原告の義理の娘であるから居住する権利があると主張する。本件土地は彼女に移転されていないとしても、原告は原告の息子 L に与えたものである。しかし、この事実は証人 O 及び P により、原告は彼女の息子とその妻 K に与えたものであり、B に対してではないと証明されている。
5. もし、被告の主張するように被告が本件土地に居住する権利があるとすれば、被告は対抗するために公正証書を有していなければならない。それゆえ、被告の主張は信用できない。証人 Q が存在にもかかわらず、L から権利を承継あるいは遺言により承継したと認めることはできない。
6. 上記のような考察によれば、原告の請求する権利は存在し、それゆえ原告の請求は適切な理由に基づき、認定できる。
7. 64 条（2006 年民事訴訟法第 1 項）により、訴訟費用は被告の負担とする。

主 文

1. 原告の請求を認め、被告 B に原告名義の N0.C 2 . 2424, 1992 年 7 月 1 日付け占有権限証明書の土地から建物の収去させる。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. この判決の口頭弁論及び言い渡しは 2010 年 3 月 30 日公開の法廷で行われた。

審理裁判官
署名

¹ クメール語では一般的な「与える」という言葉が使われている。

² クメール語では債権譲渡の譲渡にあたる言葉が使われている。

カンボジア王国

国民 宗教 国王

プノンペン地方裁判所

事件番号：753号 2009年7月9日付け

事件の種類：建物管理権請求事件

口頭弁論終結の日：2010年4月9日

判決番号：20 (V)

判決日：2010年4月12日

カンボジアの国民の名において

プノンペン地方裁判所

以下のような判決をする。

原告：A 男性 87歳 クメール人 プノンペン市チョムカーモン在住

任意代理人弁護士 C 及び D

被告：B1 女性 52歳, B2 男性 36歳 プノンペン市チョムカーモン在住

事実および争点

1 原告の請求：

-建物 (No366,シアヌーク通り チョムカーモン区オリンピック地区所在) の管理権¹

2 事件の概要：

2.1 この事件では、原告は、1に記載のような請求を行っている。自身と妻はこの建物を1991年に購入し、当該行政区役所からの居住登録と居住証明を受けて、現在まで居住し占有している。2009年に、売却代金を子どもに分け与え、また高齢になった自分自身のために使うために本件建物を売却しようとを考えたが、その時B1, B2が売却を妨害してきたので訴えを提起した。妻Eは2009年5月3日に死亡している。

2.2 争点

紛争の対象となっている建物は原告の所有であろうか、被告の所有であろうか。

2.3 両当事者の主張

-原告の主張

原告は、2.1(事件の概要)の通り主張しており、訴状記載の請求の通り、裁判所に書証として以下の取り調べを請求している。:

1. 2009年6月22日付け行政区役所の証明書
2. 1999年5月17日付け居住登録簿
3. 証人6人 (F, G, H, I, J, K)

-被告の主張

被告B1, B2は、おおむね、この家は、自分たちの母親の家として居住しており、母がなくなった後は父親である原告とともに、今まで居住してきた。裁判所には、1981年3月28日付け家族登録証明書と証人L, M, Nの証人尋問を請求する。

理由

口頭弁論手続における本人尋問と証拠調べの結果

¹ 確認訴訟なのか、給付訴訟なのかを明示していない。

1. 建物 (No366, シアヌーク通り チョムカーモン区オリンピック地区所在) は、1991 年に原告とその妻が N から購入し、所有をしていた。原告は、被告らの実父である。2004 年 5 月 3 日 E は死亡し、No366 の建物は、被告 B1, B2 の父である原告の管理の下に置かれた。
2. 原告の主張は、No366 の建物は自身の所有であり、家長として A の名前があり、妻 E の名前の記載のある、O による A が家長であるとの認証のある 1999 年 5 月 17 日付け居住登録簿にも沿っているというものである。
3. 証人 F (男性 57 歳 原告の息子であり、被告の兄である。) は、No366 の建物は父母のものであり、自分が 21 ドムラン²を売主に交付したと証言した。一方弟にあたる被告らは 1991 年から、両親の家に住んでいる。
4. 証人 G (男性 51 歳 オリンピック地区公務員) は No366 の建物は A が売主 P から 21 ドムランで購入したものであり A は E と E が亡くなるまで一緒に住んでいたと述べた。この証言は、証人 K (女性 53 歳) の「この家に原告と原告の妻が済んでいるのを見たが、原告が誰からこの家を買ったのかは知らない。」という証言とも沿うものである。
5. 被告ら 2 人は、No366 の建物の所有者ではない。なぜなら
 - 5.1 被告らは自分たちが所有者であるという証拠を何一つ持っていない。逆に被告らは、この係争物件は母親のものであり、母親と一緒に初めて今まで住んでいたと証言する。
 - 5.2 証人 L (男性 45 歳), 証人 M (男性 46 歳), 証人 N (男性 40 歳) は被告側の証人であるが、証言内容は、被告は母親と住んでいたというものにすぎない。
 - 5.3 被告提出にかかる家族登録証、住所証明書は、どこに住んでいるかを証明するだけのものであり、No366 の建物の所有権を証明するものではない。

結論

6. 原告の請求には正当な理由があり、裁判所は請求を認容すべきである。
7. 訴訟費用については民事訴訟法 64 条が適用される。

主文

1. 建物 (No366, シアヌーク通り チョムカーモン区オリンピック地区所在) の管理権を原告 A に与える。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。

審理裁判官

署名

² カンボジアでの金の取引単位。1 ドムラン=37.5 グラム

カンボジア王国

国民 宗教 国王

カンダール州裁判所

民事事件

番号：53 号

2010 年 2 月 23 日

判決

カンボジアの国民の名において

カンダール州裁判所

番号：20(ho)

2010 年 8 月 3 日

2010 年 8 月 3 日に、2009 年 2 月 23 日付け民事事件番号：53 号事件について公開の法廷で口頭弁論を終結した。

審理裁判官

フート＝ヒエン氏 カンダール州裁判官

書記官

イン＝シゴウンサー氏 カンダール州書記官

原告：A 通称 A' 女性 49 歳 クメール人 主婦 カンダール州クサイカンダール在住 夫の名前 C 2 人の子供あり 父親の名前 D (故人) 母親の名前 E (存命) 任意代理人 F

被告：B 通称 B' 女性 43 歳 プノンペンツールコーク在住 夫の名前 G 父親の名 H 母親の名 I 任意代理人 J

事実および争点

1 原告の求める判決：

— 2004 年 10 月 5 日に借金をした被告に対する借金 1 万 2950 米ドルと慰謝料 5000 米ドルの請求

2 事件の概要：

原告は被告に対して、2004 年 10 月 5 日に 1 万 2950 米ドルを、弁済期を 1 カ月先である 2004 年 11 月 5 日として貸し渡し、被告が不履行の場合にはプノンペン市ツールコークにある自宅と土地 4 m × 17 m を渡さなければならない

3 両当事者の主張：

— 原告 A の弁護士の主張は、被告が自認するように、被告に対し 2004 年 10 月 5 日付け金銭消費貸借契約書に基づき 1 万 2950 米ドルの支払いを請求し、もし支払わなければ、被告所有の家屋と土地の所有権を 2009 年 7 月 10 日までに原告に渡さなければならない。この件に関し原告は、貸金 1 万 2950 ドル、1200 ドルの価値のあるソファー 1 脚、ベッド 2 台、慰謝料 5000 ドルを被告に求める。

— 被告 B の弁護士の主張は、私の依頼者は原告から利息を含め 4000 ドルを借りていることを認めるが、返済は支払能力に応じて行いたいと主張している。

理由

1. 原告 A 通称 A'、被告 B 通称 B' は、2004 年 10 月 5 日に 1 万 2950 米ドルについて弁済期を 1 カ月先の 2004 年 11 月 5 日と定めて金銭消費貸借契約を締結し、1 万 2950 ドルは当日交付された。
2. 原告の代理人は、被告は弁済期に返済する義務があるにもかかわらず、返済がなされず期限を経過したと主張する。
3. 被告の代理人は、被告は原告に借りているのは 4000 米ドルのみであり、原告の主張する 1 万 2950 ドルではない。原告は、被告の支払わなかった利息を付加したため借金は 1 万 2950 ドルとなつたが、

被告には弁済能力がない。しかしながら、原告と被告が行った 2004 年 10 月 5 日付け契約に従い、被告は原告に示されたすべての事実を認め、被告の弁済能力に従った弁済を提案する。

4. 尋問の結果、原告は被告の弁護士の提案である被告の返済能力に従った返済について同意せず、上記のような判決を求めた。
5. 上記の説明、2004 年 10 月 5 日付け契約、1 万 2950 米ドルの交付、弁済期の経過、返済の不能に基づき、契約に規定された借金の請求をする権利は存在し、裁判所がその訴えを認める適切な根拠がある。
6. 慶謝料の請求と時間の浪費による費用については、裁判所はその程度、履行の遅滞、被告の資産を検討する。
7. 債権の存在を保全するために、原告は他意なしにすべての手続を一つの手続で求めたが、これは裁判所の呼び出しに応じて訴訟に参加しなかった別の当事者の上訴による遅延を避けるため、裁判所は仮執行宣言の申立を認めなければならない¹。
8. 64 条により、訴訟費用は被告の負担とする。

主 文

1. B 通称 B' に、A 通称 A' 対して下記の金員を返還させる。
一元本 1 万 2950 米ドル
一時間に浪費したことによる慰謝料と費用として 3000 米ドル
その余の請求は棄却される。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. この判決は仮に執行できる。
4. この判決の口頭弁論及び言い渡しは 2010 年 8 月 3 日公開の法廷で行われた。

審理裁判官
署名

¹ 意味不明

カンボジア王国
国民 宗教 国王
カンダール州裁判所

民事事件

番号：190 号

2010 年 6 月 23 日

判決

番号：26(ho)

2010 年 8 月 19 日

カンボジアの国民の名において
カンダール州裁判所
審理裁判官
フート＝ヒエン氏 カンダール州裁判官
書記官
カエウ＝ソカ一氏 カンダール州書記官

2010 年 8 月 19 日に、2010 年 6 月 23 日付け民事事件番号：190 号事件について公開の法廷で口頭弁論を終結した。

原告：A 男性 32 歳 クメール人 D マイクロファイナンス銀行代表者 プレイベーン州プレイベーン在住
被告：B 女性 35 歳 クメール人 夫の名 C 男性 29 歳 クメール人 カンダール州 ルークダエクスロック在住

事実および争点

1 原告の求める判決：

- 被告は、元本として 757 万 8900 リエルを支払え。
- 2009 年 1 月 16 日から支払い済みまで、元本 757 万 8900 リエルに対し月 2.75 パーセントの割合による利子を支払え。
- 慶祝料として 2009 年 1 月 16 日から 60 万リエル、及びその他の費用として 100 万リエルを支払え。
- もし被告が金員を支払わないときは、担保¹とされている財産は差し押さえられ競売され債務と相殺されなければならない。

2 事件の概要：

2009 年 1 月 16 日に B とその夫の C は D と 800 万リエルの金銭消費貸借契約を締結することを合意し、2009 年 1 月 16 日から 2 年間で弁済することを約した。被告は 42 万 1100 リエルをマイクロファイナンス銀行に返済したが、この返済以外には銀行からの再三の請求と、地方の当局からの解決のための介入にもかかわらず、返済を行っていない。この貸借に対し、被告は 2008 年 10 月 20 日付け村長の承認のある占有権限証書とともに自身の土地 (200M×15M) と自宅 (6 M×6 M) を担保に供している。

3 両当事者の主張：

- 原告 A の主張は、
「私は 2010 年 6 月 23 日付け訴状に記載されているように、裁判所に対して、次のような判決の言い渡しがなされるように訴えを提起しました。被告は、元本として 757 万 8900 リエル、利息 114 万 4700 リエル、保

¹ クメール語では質という言葉が充てられている。

証団体の元本 100 万リエル、罰金 60 万リエル、利息 21 万リエル、時間を費やしたこと及び慰謝料として 40 万リエルを支払え。この件に関し、私は 1453 万 3600 リエルを請求いたします。この件では、被告は村長の承認のある占有権限証書を担保に供していますので、被告には債務を 6 か月以内に返済すべきこと、もし返済できない場合には裁判所に法に従って判断をしていただきたい。この件に関しては、裁判所に担保に供されている財産を差し押さえ、競売していただきたい。」というものである。

— 被告 B の主張は、

「私は原告からお金を借りていることを認めますが、借りた額は 858 万 9000 リエルです。また、この金額は、私は返済能力がなく、また財産を担保に入れていることから、5 年間で支払いたいと考えています。」というものである。

理 由

1. 原告 A, D マイクロファイナンス銀行代表者と被告 B 及びその夫 C は 2009 年 1 月 16 日に 800 万リエルの消費貸借契約を締結し、弁済期は 2011 年 1 月 16 日までの 24 カ月、月 2.75 パーセントの利息とし、契約締結日に原告は被告に 800 万リエルを交付した。
2. この消費貸借のほかに、原告と被告は 2009 年 5 月 7 日付けで月 3 パーセントの利息付きで 100 万リエルの保証団体契約を締結し、契約締結日に金銭の交付がなされた。
3. 原告は、被告は元本返済と利息支払い義務があるが、これら 2 つの契約締結からこれまで被告は 42 万 1100 リエルと利息 22 万リエルを支払ったのみであり、団体保証契約はこれまで被告により実行されていないと陳述する。銀行は被告に対して債務を履行するように再三請求をしたが被告は何の返答も行わず、最近は被告は畑の作物が取れないために困窮している。したがって原告は全額の返済がなされることを期待していない。
4. 被告は、主張をするための口頭弁論期日に出頭せず、弁論準備期日において消費貸借は 858 万 9000 リエルについて成立していると答弁し、5 年間の分割支払いを認めるように原告に願い出ている。
5. 原告本人尋問の結果によると、原告は被告の提案する 5 年間の分割弁済には同意せず、裁判所に判決を求めている。
6. 説明及び上記の検討によると、原告の資金請求権は、被告が契約を順守せず、また極めて困難な状況に陥り返済の可能性がなく原告の危険が存在し、また弁済期の経過によってもまだ有効に存在している。それゆえ、原告の元本と利息の請求は正当な理由があり裁判所はこの請求を認める。
7. 罰金に関しては、契約書には被告が支払を怠っている債権総額に対する利息の 2 倍で日割りによりで計算すると規定されているが、正義の観念に基づき罰金を解釈すると、債務者の履行の遅滞による損害を支払わせることを目的とし、履行遅滞による時間の浪費とその他の損害を支払わせることと類似するものである。さらに被告の資産については、被告は支払能力がない。したがって裁判所は損害と被告の支払い能力を考慮する必要がある。
8. 利息の点については、2009 年 9 月 9 日付けカンボジア国立銀行、銀行、融資団体に関する政令 (T7.09.213BRK) によれば、個々の銀行や融資団体は能力と方針に基づき利息を決定する権限を有する。
9. 被告の財産の差押と競売についてはこの判決では判断できない。なぜならば強制執行の手続を申し立てるには、債権者は執行文の付与された執行名義を必要とすると法に規定されているからである。
10. 64 条により、訴訟費用は被告人の負担とする。

主 文

1. B 及びその夫 C に D マイクロファイナンス銀行代表者 A に下記の金員を支払わせる
— 総額 857 万 8900 リエルの元本
— 総額 114 万 4700 リエルの利息
— 30 万リエルの罰金

一時間を浪費したことによる慰謝料と費用として 100 万リエル
その余の請求は棄却される。

2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. この判決の口頭弁論及び言い渡しは 2010 年 8 月 19 日公開の法廷で行われた。

審理裁判官

署名

本案訴状番号：66 号

カンボジア王国

国民 宗教 国王

2010 年 3 月 2 日付

事件名 貸金請求

民事判決番号：12(CHO)

2010 年 4 月 26 日付

カンボジアの国民の名において

判決言い渡し期日

シェムリアップ州－ウッド－ミエンチャイ州裁判所

2010 年 4 月 26 日付

シェムリアップ州－ウッド－ミエンチャイ州裁判所第 3 号法廷において公開で口頭弁論を行った。

口頭弁論期日終結の日 2010 年 4 月 26 日午後

欠席判決被告

原告：A 男性 36 歳 国籍 朝鮮¹ シェムリアップ州シェムリアップ在住

原告任意代理人 弁護士 C

被告：B 男性 48 歳 国籍 朝鮮 シェムリアップ州シェムリアップ在住

両当事者の求める判決：

原告の求める判決：

- 1 被告 B に 3 万アメリカドルを原告 A に支払わせる。
- 2 被告 B に、元本 3 万アメリカドルに対する法律による年 5 分の割合による利息を、2008 年 8 月 30 日から支払済みまで支払わせる。
- 3 被告 B に、原告 A に対して 500 ドルの慰謝料を支払わせる。
- 4 共同担保としている物：10 年間の借地権と D の営業用財産すべてを返済に充てるために競売する。
- 5 被告 B に訴訟費用を負担させる。

事実：

2008 年 7 月 29 日以来、被告は原告から利息月 10 パーセントの約定で元本 3 万ドルを借り受けた。この債権を担保するため、被告は飲食店 D の営業用の財産すべてと飲食店 D の所在する土地の 10 年間の借地権を担保に提供した。被告は、元本と利息を現在までに支払うと約束した。被告のこれまでの行いは、原告の時間と気持ちをひどく害した。

請求にかかる証拠は：

- ・2008 年 7 月 29 日付け消費貸借契約書
- ・原告に担保として提供された D 飲食店の所在する土地の 10 年間の借地契約書

争点：争いはない。

- 被告は弁論準備期日及び口頭弁論期日に出廷せず、被告は本件事件における原告の事実に関する陳述をすべて自白したことの意味する（民事訴訟法 201 条）。

理 由

- 2010 年 3 月 2 日付原告訴状は適法になされ、裁判所は、2007 年民事訴訟法第 2, 8 条の規定により受理し審理する。
- 被告 B は出廷していないが、呼出状の送達報告書によれば事件を担当する書記官が適式に呼び出しの手続を行ったものと認められる。したがって、2007 年民事訴訟法 201 条にしたがい裁判所は被告欠席判

¹ カンボジア語では、韓国を南朝鮮といい北朝鮮と区別をするが、本件では朝鮮とだけ表記している。

決を出し、被告に書類を送達する。

1. 2007 年民事訴訟法第 201 条第 2 項にしたがい、裁判所は被告が本件事件における原告の事実に関する陳述をすべて自白したものとみなす。

1.1 原告の主張及び書証により、以下の事実が認められる。

被告 B は原告主張の通り金銭を借受けたものと認められる。

弁済期は到来した。

被告 B は、飲食店 D の営業用の財産すべてと飲食店 D の所在する土地の 10 年間の借地権を担保に提供した

1.2 訴状における原告の請求第 1 項は、1988 年契約と契約外の責任に関する政令法 38 号 29, 56, 57 条により適法である。したがって裁判所はこの点に関し原告の請求を認容する。

2. 訴状における原告の請求第 2 項は、1988 年契約と契約外の責任に関する政令法 38 号 59 条により適法である。したがって裁判所はこの点に関し原告の請求を認容する。

3. 訴状における原告の請求第 3 項は、適法ではない。なぜなら、原告の受ける利益は、対価という点で利息と同様であり、法律の規定の範囲内に限られる。したがって慰謝料としてさらに請求すべき基礎となる損害がないものである。訴状における原告の請求第 4 項は、実体法上、適法ではない。なぜなら、この請求は強制執行手続にかかるものであり、原告は、この判決書に基づき、民事訴訟法第 6 章にしたがって請求できるものであるからである。

4. 訴訟費用は被告の負担とするとの請求は、民事訴訟法上適法なものと認める。

主 文

1. 被告 B に、原告 A に対して 3 万ドルを支払わせる。
2. 被告 B に、原告 A に対して、第 1 項の金員 3 万アメリカドルに対する法律による年 5 分の割合による利息を、2008 年 8 月 30 日から支払済みまで支払わせる。
3. 原告の請求のうち、原告訴状第 3, 4 項を棄却する。
4. 訴訟費用は被告 B に負担させる。訴訟費用は申立手数料 9 万リエル、その他の費用は 8 万リエルである。これらの費用は、原告は支払済みである。

審理裁判官
署名

カンボジア王国
国民 宗教 国王

シェムリアップ州・ウッドーミエン
チャイ州裁判所

和解調書

民事事件 466 号 2009 年 11 月 26 日受付
口頭弁論期日 2010 年 11 月 22 日午後
場所 シェムリアップ州・ウッドーミエンチャイ州裁判所第 3 法廷

裁判官： A

書記官： B

在廷している当事者：

原告任意代理人 C 住所 シェムリアップ州シェムリアップ

被告 名前 D クメール人 妻の名前 E シェムリアップ州シェムリアップ在住

請求の認諾及び請求の放棄の要旨：

訴訟当事者の請求の認諾、請求の放棄は以下の通り¹。

第 1 当事者の同一性

原告任意代理人弁護士 C 住所 シェムリアップ州シェムリアップ

被告 名前 D クメール人 妻の名前 E シェムリアップ州シェムリアップ在住

第 2 訴訟請求人

ア 請求の目的

- 1 被告に貸金 10 万 8976 ドルを返還させる。
- 2 被告に、2009 年 6 月 29 日から原告に支払済みまで、10 万 8976 ドルに対する年 5 パーセントの利息を支払わせる。
- 3 被告に慰謝料として 5000 万リエルを支払わせる。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

この口頭弁論において、裁判所は新たに当事者に和解を勧試し、当事者はそれにより以下のように和解をした。

- 1 被告は原告に対し 10 万ドルを借りていることを認める
- 2 被告は今日から 6 カ月以内に上記の 10 万ドルを原告に支払う。
- 3 原告は、被告が上記の金員を合意により支払うまで²、本件訴訟のその余の請求を放棄する。
- 4 訴訟費用は原告の負担とする。

¹ 和解の互譲を、相互の請求の一部放棄認諾と考えているのではないかと思われる。

² 「支払った場合には」との趣旨であると思われる。

両当事者は上記の内容で互いに合意し、さらに裁判をする必要のある争いのある事項はないため裁判所は上記の和解を認め、2009年11月26日付け民事訴訟466号事件の訴訟手続を終了する。

この調書は2010年1月22日の口頭弁論調書を写したものである。

審理書記官

審理裁判官

署名

署名

カンボジア王国
国民 宗教 国王

プノンペン地方裁判所 事件番号：879 号 2010 年 7 月 27 日付け
 事件の種類：金銭請求訴訟
 口頭弁論終結の日：2010 年 9 月 11 日
 判決番号：53 (cho)
 判決日：2010 年 9 月 11 日

カンボジアの国民の名において
 プノンペン地方裁判所
 以下のような判決をする。

原告：A 男性 25 歳 クメール人 マイクロファイナンスツールコード支店勤務プノンペン市ツウールコード在住 2010 年 8 月 3 日付け権利授与書により権利取得

被告：B1 男性 48 歳 クメール人 B2 B1 の妻 45 歳 クメール人 B3 男性 35 歳 B4 その妻 30 歳 プノンペン市ルッセイカエウ在住

事実および争点

1 原告の請求：

- 1 被告らに、金 3413.14 アメリカドルを返還せよ。
- 2 被告らに、2009 年 7 月 16 日から支払済みまで、利息として一ヶ月当たり 2.5 パーセントの割合による利息を支払わせよ。
- 3 被告らに、2010 年 9 月 14 日から支払済みまで、貸金元本 3413.14 (アメリカドルに対し) 利息として一ヶ月当たり 3 パーセントの割合による利息を支払わせよ。
- 4 慰謝料として 1500 アメリカドルを請求する。

2 事件の概要：

2.1：この事件では、原告は、「原告の請求」第 1 項に記載しているように請求をしている。2009 年 1 月 16 日に、被告らは、マイクロファイナンス団体ツウールコード支店と、金 5000 アメリカドルを一ヶ月 2.5 パーセントの利息で借り受ける契約を締結した。被告は、1586.86 ドル (の元本) と、利息 1007.14 ドルをこれまでに返還したので、残金は 3413.14 ドルと 2009 年 7 月 16 日から現在までの利息が残っている。

2.2：争いのある事実

争いはない。

2.3：両当事者の主張

ア原告の主張

原告は、2009¹年 7 月 27 日付け訴状「原告の請求」第 1 項に記載しているように請求をする。裁判所には以下の書証の取り調べを申請する。

—2009 年 1 月 16 日付け消費貸借契約書

¹ 2010 年の誤りと思われる。

－2009年1月16日付け担保設定契約書
－2009年1月16日付け保証契約書
－2009年1月16日付け分割弁済表
－2009年1月16日付け金銭支払証書
－弁済証書8通
－弁済遅滞報告書7通
－2009年10月26日付け契約書
－2007年9月22日付け土地占有使用申請書

イ被告の主張

被告は、原告の主張のうち、元本、利息、遅延損害金について認め、弁済能力がないので、元本のみを毎月50ドルづつ分割して弁済することを申し出た。支払をしたい気持ちはあるのだが、仕事で損害が出たため支払の能力がなく、慰謝料の支払いについてのみ請求棄却を求めた。

理由

口頭弁論手続における証拠調べの結果

1. 2009年1月16日付けマイクロファイナンス団体と被告の金銭消費貸借契約書、2009年1月16日付け担保設定契約書、2009年1月16日付け保証契約書その他から、被告が確かに5000アメリカドルを借り入れしたことが認められる。
2. 2009年1月16日付け分割弁済表および2009年10月26日付け弁済遅滞報告書その他から被告は確かに、契約を締結し、原告から金銭を受け取ったが、未だに全額を原告に返済していないことが認められる。
3. 被告は、原告の請求のうち、元本、利息、遅延損害金の請求については認め、慰謝料の支払いについては棄却を求めている。
4. 訴訟費用については、民事訴訟法64条1項が適用される。

結論

- 3.1 原告の請求のうち、第1, 2, および3項については、正当な理由があり裁判所は請求を認容すべきである。
- 3.2 原告の請求のうち、1500アメリカドルの慰謝料請求については、過大な請求である。訴訟費用については、敗訴者が負担するものであるので、裁判所は検討し具体的にかつ道理に従い判断すべきである。

主文

1. 被告B1, B2, B3, B4は共同して、以下の金員を支払え。
 - (ア) 元本金 3413.14 アメリカドル
 - (イ) 2009年7月16日から支払済みまで、利息として一ヶ月当たり 2.5 パーセントの割合による利息
 - (ウ) 2009年9月14日から支払済みまで、貸金元本 3413.14 アメリカドルに対し、一ヶ月当たり 3 パーセントの割合による罰金
 - (エ) マイクロファイナンス組織の代理人である原告Aに対し、200万リエルの慰謝料
2. 訴訟費用は被告らの負担とする。

審理裁判官
署名